

早島町高齢者保健福祉計画・
第5期介護保険事業計画
(平成24年度～平成26年度)

平成24年3月
早島町

はじめに



早島町では、平成21年3月に「高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定し、介護予防等の推進と、地域支援体制の充実を基本的視点として、長寿社会にふさわしい高福祉のまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら急速な高齢社会の進展により、本町の高齢化率は平成23年の23.4%から平成26年には26.2%に達すると推計されており、今後も要介護認定者やサービス利用者の増加が見込まれます。このような状況の中、これまで重視してきました「介護予防の推進」や「地域支援体制の充実」に重点をおきつつ、介護サービスの量・質の確保を進め、高齢者の生活を支えるために、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」を構築していかなければなりません。

このたび策定いたしました「高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」は、平成26年度を目標年度として、本町の特色を活かし、本町が目指すべき目標を定め、その実現に向けて、高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に展開していくための基本方針を示しています。

今後、この計画を基本として、本町の高齢者施策の着実な推進に全力を傾けてまいりますので、本町の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたりご意見やご助言をいただきました町民の皆様をはじめ、策定委員会の皆様、関係各位の皆様に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

早島町長 中戸哲生

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の課題	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制	3
6	計画の進行管理・評価	4
7	高齢者を支える地域ケア体制の整備	4
第2章	第4期計画期間中の取り組み	
1	人口の推移	5
2	高齢者人口の推移	6
3	高齢者のいる世帯の状況	8
4	高齢者世帯の住居の状況	8
5	高齢者福祉サービスの状況	9
6	保健サービスの状況	17
7	地域資源の状況	20
8	保健福祉施設の現状	22
9	地域包括支援センターと地域支援事業の状況	22
10	介護保険事業の状況	25
第3章	将来の高齢者像	
1	高齢者数等の推計	35
2	要支援・要介護認定者数の推計	36
第4章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	37
2	基本目標	37
3	計画の体系	38
第5章	計画の取り組み	
1	健康づくり・地域支援事業の推進	40
1 - 1	健康づくりの推進	40
1 - 2	地域支援事業の展開	41
1 - 3	在宅医療との連携	45
2	高齢者の日常生活支援	46
2 - 1	在宅支援サービスの推進	46
2 - 2	認知症高齢者への支援の推進	47
2 - 3	高齢者の虐待防止の推進	48

3	高齢者を支えるまちづくり	49
3 - 1	安心して暮らせるコミュニティづくり	49
3 - 2	高齢者にやさしい環境の整備	50
4	高齢者が活躍できる環境づくりの推進	52
4 - 1	高齢者の就労支援の推進	52
4 - 2	生きがいつくりの推進	52
5	安心して介護を受けることができる体制の整備	54
5 - 1	介護保険サービスの推進	54
5 - 2	介護保険事業の適正・円滑な運営	54
5 - 3	情報提供や相談体制の整備	55

第6章 介護保険サービスの充実

1	計画期間におけるサービス利用者数の推計	57
1 - 1	施設・居住系サービス利用者数	57
1 - 2	標準的居宅サービス・標準的介護予防サービス等利用者数の推計	58
2	地域密着型サービスの見込み	59
2 - 1	認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	59
3	サービス利用量・サービス給付費の見込み	60
4	収納必要額・標準給付費の見込み	62
5	地域支援事業の見込み	63
5 - 1	地域支援事業の構成	63
5 - 2	地域支援事業費の見込み	64
6	第1号被保険者の保険料	64
6 - 1	給付と負担の関係	64
6 - 2	第1号被保険者の介護保険料の算出	64

第7章 計画の推進

1	総合相談・サービス情報提供体制	66
2	行政内部における関係部門との連携	66
3	地域の関係機関・団体等との連携	66
4	医療機関との連携	66
5	周辺市町村との連携	66
6	人材の育成と確保	67

資料編

資料1	早島町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱	68
資料2	高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定委員会委員名簿	70
資料3	早島町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定の経過	71
資料4	用語解説	72

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢社会における介護問題の解決を図るために、社会全体で支援する仕組みとして創設され、介護保険サービスの利用者数は着実に増加するなど、高齢者を支える制度として定着しています。

その一方、増大するサービス利用と保険給付費に対応するため、平成18年には制度の持続可能性の確保等の観点から介護保険法の大幅な改正が行われ、「予防重視型システムへの転換」「地域密着型サービスの導入」や「地域包括支援センターの創設」など新たなサービス体系が導入され、平成26年度末を一つの目標時期として、中期的な視点で様々な取り組みを行ってきました。

また、平成23年の介護保険法の一部改正では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護 予防 医療 生活支援 住まいの5つのサービスを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス等の新しいサービス類型の創設、保険料等の増加抑制のための財政安定化基金の取り崩しの実施などの見直しが行われています。

本町でも、平成21年に「高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を推進してきましたが、介護が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する介護保険法の基本理念を踏まえつつ、第4期介護保険事業計画の実績や地域特性を考慮し、「高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画の課題

(1) 超高齢社会への対応

早島町においても、団塊世代の高齢化等により、全国的な傾向と同様、急速に高齢化が進み超高齢社会を迎えています。

高齢者人口の急増に伴い、要介護・要支援高齢者や認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等が想定されます。

(2) 新たなサービス・事業への対応

第5期計画では、新たな介護サービスとして、24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせた「複合型サービス」が創設されました。

これらサービスは地域密着型サービスとしての位置付けであり、本町においては、類似自治体の実績などを把握し、ニーズ量の把握に努める必要があります。

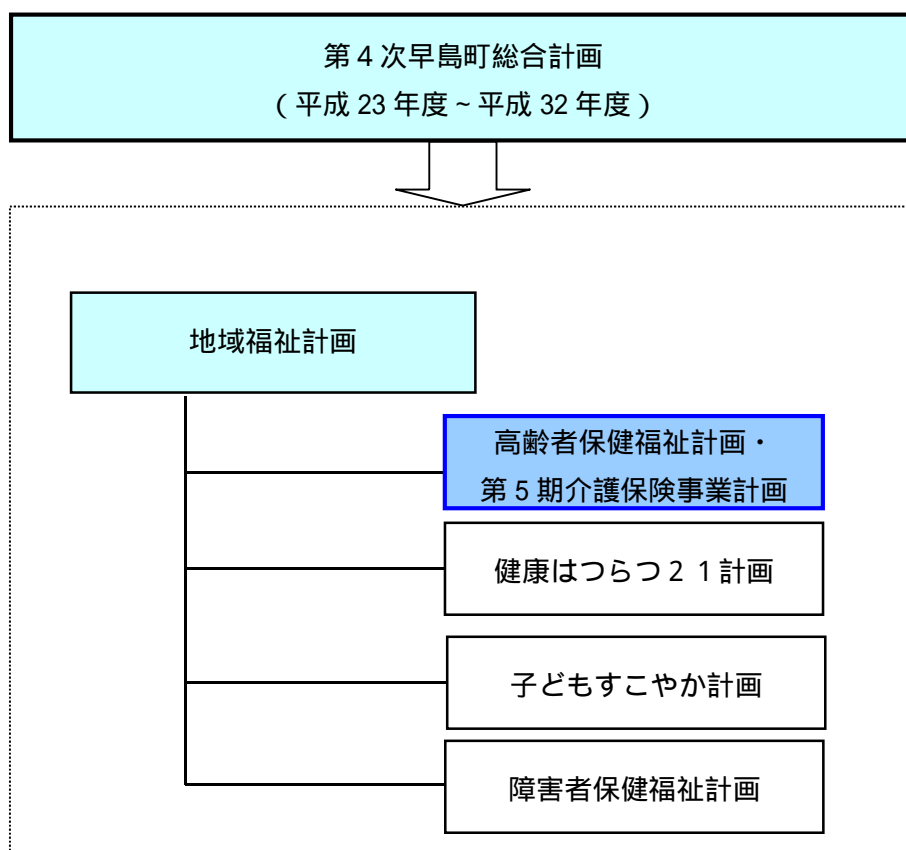
3. 計画の位置づけ

本計画は、平成 23 年度に制定された「第 4 次早島町総合計画」に基づいて、早島町における保健・福祉施策の発展に努めるものです。策定にあたっては「早島町次世代育成支援対策行動計画（はやしま子どもすこやか計画）」、「健康はつらつ早島 21」、「早島町障害者保健福祉計画」など関連計画との連携に配慮したものとします。

高齢者保健福祉計画は、高齢者の保健福祉全般にわたる計画で、そのうち福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づくものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づく介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとのニーズ量見込みなどを定めた計画です。

<表 早島町における保健・福祉計画の体系>



4. 計画の期間

本計画は、平成 20 年度に策定した計画の見直し・改定にあたるもので、「高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」として平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で 1 期とする計画として策定します。

次期の計画の見直しは、高齢者を取り巻く現状、要介護者等の状況、介護サービス量等、地域の実情を勘案して平成 26 年度に行います。

< 計画期間 >

2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
第 4 期計画期間			第 5 期計画期間			第 6 期計画期間		
		見直し	第 5 期計画期間					
					見直し	第 6 期計画期間		

5. 計画の策定体制

(1) 早島町介護保険事業計画等策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、行政内部での連携はもちろん、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等の意見を聞く必要があるため、早島町介護保険事業計画等策定委員会を設置し、幅広く意見を聴取する体制を整えました。

計画は、策定委員会において審議、検討を行い、委員の意見を反映し、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（第 5 期計画）との整合性を図り策定するものです。

(2) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、在宅高齢者の日常生活、介護サービスの利用状況、在宅生活の継続、介護者の状況等の把握に努めました。

< 調査概要 >

調査対象	70 歳以上の高齢者 (要支援・要介護認定者を含む。但し、施設入所者・長期入院者を除く。)
調査対象者数	1,789 人
調査方法	民生委員による配布、郵送により回収、補足調査として訪問調査を実施
調査時期	平成 23 年 2 月～平成 23 年 3 月末
回収数	1,590 人 (回収率 88.9%)

(3)パブリックコメントの実施

本計画に対する町民の意見を把握するために、平成24年1月26日から2月8日の期間においてパブリックコメントを実施しました。

6.計画の進行管理・評価

各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう、関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。今後、3年ごとに行われる見直しの機会を捉えて、それまでの取り組みを評価するとともに、関係機関等に対し、必要な指導・助言等を行います。

7.高齢者を支える地域ケア体制の整備

(1)日常生活圏域の設定

本町の日常生活圏域は、前回の計画と同様、町内全域を一つの日常生活圏域とします。

(2)地域包括支援センターの機能強化と地域ケアシステムの推進

今後、団塊の世代が高齢期に入り高齢化のピークを迎える時期がくることから、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常の場で適切に提供できるような地域での体制である「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

そのため、地域における医療や介護の連携と体制強化を図るとともに、高齢者の住環境の確保、民生委員や自治会、自治住区、民間事業者を含む団体による地域における見守りなどの地域福祉を推進します。

また、地域包括支援センターの職員の知識や技術の研鑽が継続できるよう各種研修の充実を図るとともに、地域包括支援センターの事業運営については、地域包括支援センター運営協議会により、公平・中立性の観点から協議し、円滑かつ適正な運営を図ります。

また、各関係機関が保有する情報を共有する仕組みづくりに取り組むとともに、地域包括支援センターの機能を強化しながら、本町の実情に即した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

第2章 第4期計画期間中の取り組み

1. 人口の推移

本町の総人口は、近年では横ばい傾向となっており、平成23年10月1日現在で12,302人となっています。

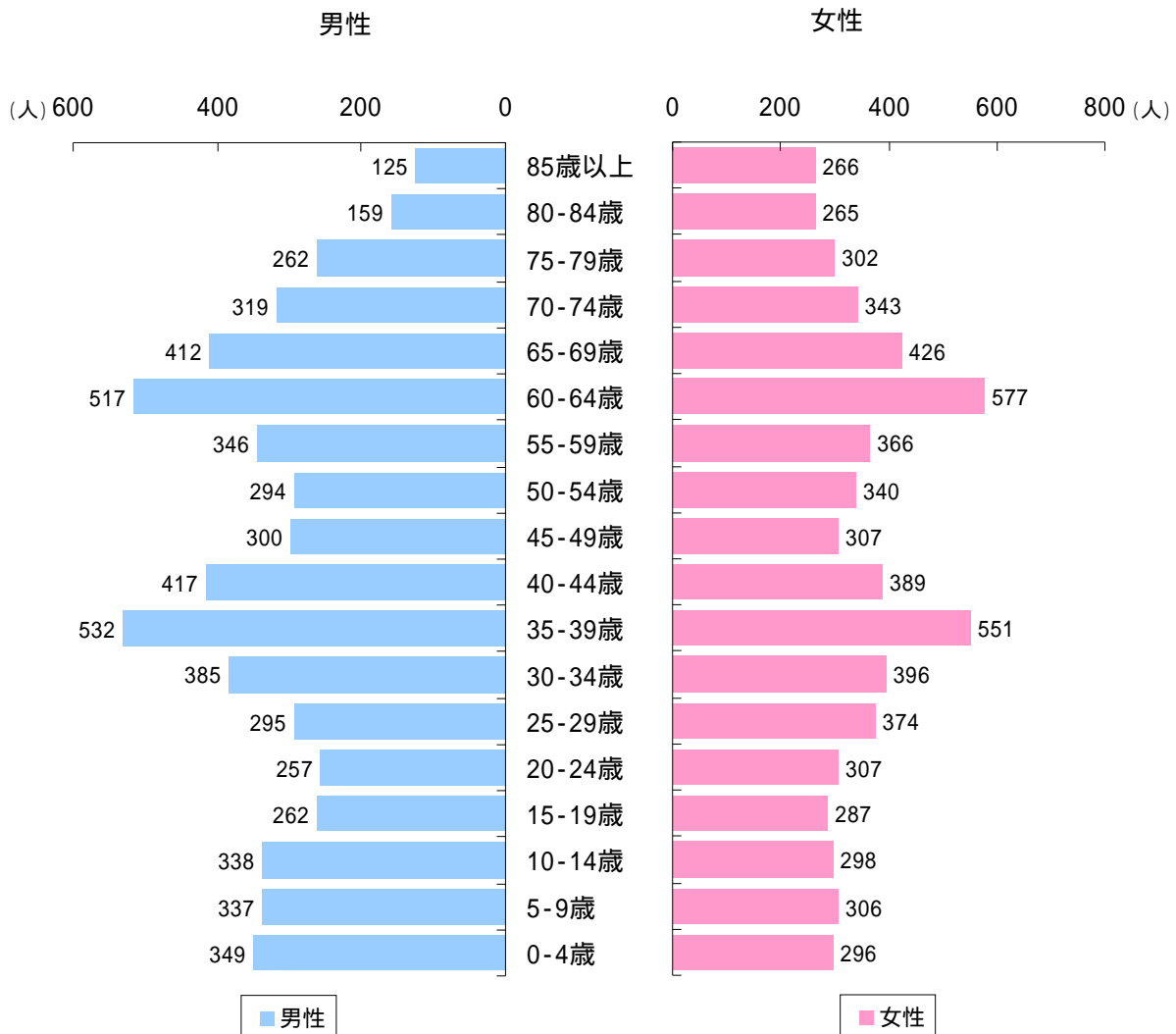
人口構造をみると、団塊の世代にあたる60～64歳の人口が多いことと、その子ども世代にあたる35～39歳の人口が多いことが特徴的です。

<表 人口の推移>

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	12,103	12,177	12,241	12,223	12,311	12,328	12,302
男性	5,814	5,853	5,888	5,872	5,939	5,952	5,906
女性	6,289	6,324	6,353	6,351	6,372	6,376	6,396

資料 住民基本台帳（10月1日現在）
単位（人）

<図 人口構造>



資料 住民基本台帳（平成23年10月1日現在）

2. 高齢者人口の推移

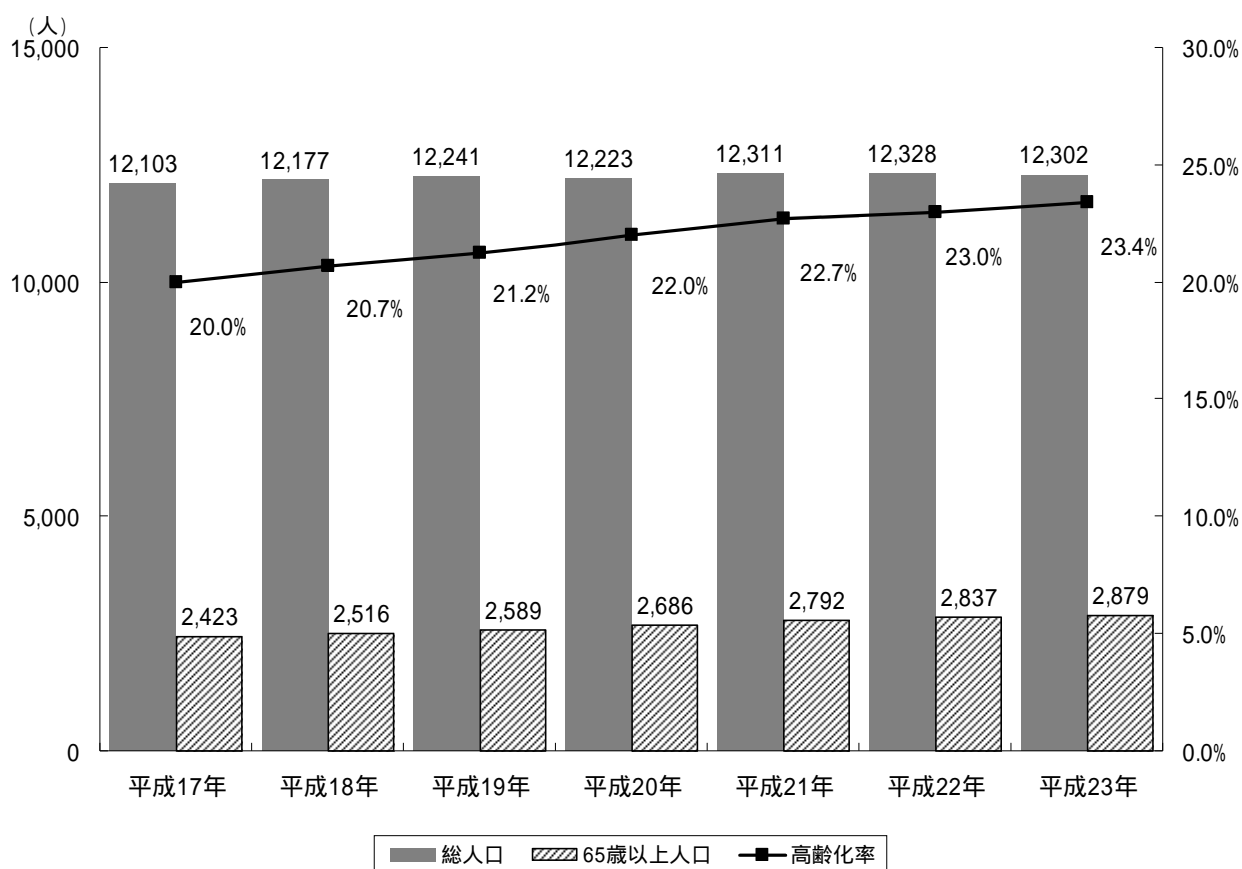
本町の高齢者数は、次第に増加しています。平成17年から平成23年までの6年間で、高齢者は約450人増え、高齢化率も上昇を続けています。また、後期高齢者の割合は、およそ47～48%程度で推移しています。

<表 高齢者人口の推移>

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	12,103	12,177	12,241	12,223	12,311	12,328	12,302
65歳以上人口	2,423	2,516	2,589	2,686	2,792	2,837	2,879
前期高齢者人口	1,302	1,337	1,352	1,401	1,479	1,489	1,500
構成比	53.7	53.1	52.2	52.2	53.0	52.5	52.1
後期高齢者人口	1,121	1,179	1,237	1,285	1,313	1,348	1,379
構成比	46.3	46.9	47.8	47.8	47.0	47.5	47.9
高齢化率	20.0	20.7	21.2	22.0	22.7	23.0	23.4

資料 住民基本台帳（10月1日現在）
単位（人、％）

<図 高齢者人口の推移>



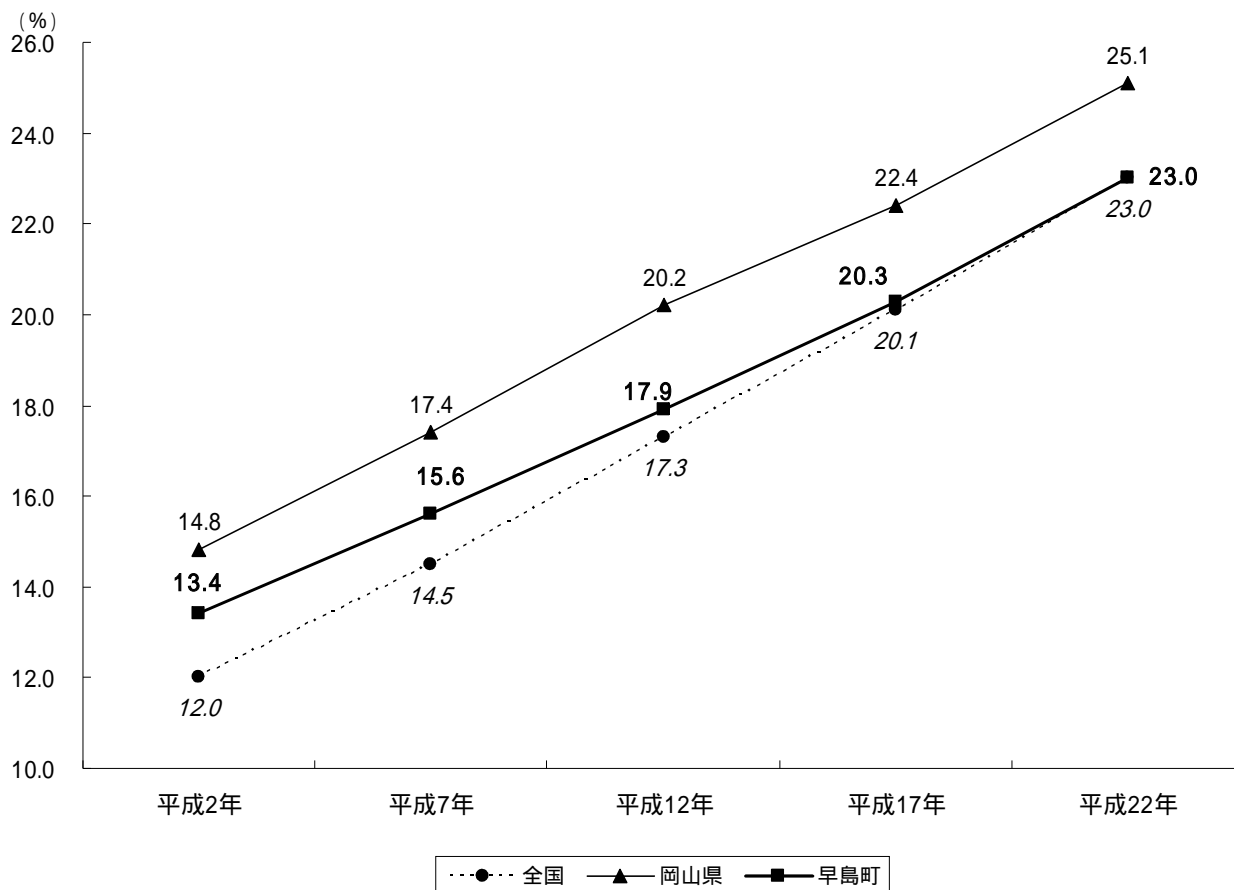
町の平成 22 年国勢調査における高齢化率は 23.0%となっており、全国の 23.0%と同じで、岡山県の 25.1%より低くなっています。高齢化率は年々上昇する傾向にあり、高齢化が顕著となっています。

<表 高齢化率の推移>

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
全国	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0
岡山県	14.8	17.4	20.2	22.4	25.1
早島町	13.4	15.6	17.9	20.3	23.0

資料 国勢調査
単位 (%)

<図 高齢化率の推移>



3. 高齢者のいる世帯の状況

平成 22 年国勢調査における 65 歳以上の高齢者がいる世帯数は、1,798 世帯で、早島町の全世帯の 42.8%を占めています。このうち、328 世帯(18.2%)は高齢者単身世帯であり、高齢者夫婦世帯は 560 世帯(31.1%)となっています。平成 2 年からの推移をみると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加率が高くなっています。

<表 高齢者のいる世帯の推移>

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総世帯数	3,259	3,439	3,765	4,023	4,200
65 歳以上の親族のいる世帯	1,084	1,195	1,424	1,609	1,798
高齢者単身世帯	131	142	194	264	328
高齢者夫婦世帯	204	308	464	457	560
夫婦とも 65 歳以上	122	196	372	362	437
その他の世帯	749	745	766	888	910

資料 国勢調査
単位(世帯)

4. 高齢者世帯の住居の状況

早島町の住宅に住む 65 歳以上の親族のいる一般世帯は、平成 22 年で 1,798 世帯となっています。平成 17 年時点と比べると、民営の借家、間借りの世帯数が減少しています。

<表 高齢者世帯の住居の推移>

区分	世帯数 (平成 17 年)	世帯数 (平成 22 年)	増減率
65 歳以上の親族のいる一般世帯	1,609	1,798	11.7
住宅に住む一般世帯	1,606	1,791	11.5
主世帯	1,600	1,786	11.6
持家	1,472	1,663	13.0
公営・公団・公社の借家	54	56	3.7
民営の借家	73	64	12.3
給与住宅	1	3	200.0
間借り	6	5	16.7
住宅以外に住む一般世帯	3	7	133.3

資料 国勢調査
単位(世帯、%)

5. 高齢者福祉サービスの状況

(1) 地域包括支援センター運営事業

介護保険サービスの相談をはじめ、介護保険以外の保健・福祉・医療サービス、地域のインフォーマルサービスなど幅広く様々な相談に対応し、相談内容に応じ保健所・医療機関・介護サービス事業所・各種ボランティアなど各種関係機関の必要な社会支援や制度が利用できるように支援を行いました。

【業務内容】

- ・ 在宅福祉に関する相談業務
- ・ 介護保険等福祉サービスの利用申請手続きの受付・代行業務
- ・ 要介護認定訪問調査
- ・ 高齢者実態把握調査、介護予防プラン作成業務等
- ・ 地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業・任意事業）

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談業務	184	180	155
介護予防プラン作成業務	968	993	1,039
要介護認定調査	459	525	623

単位（件）

(2) 生活支援訪問事業

介護認定非該当者で、日常生活や社会生活を営むことに支障がある、おおむね 65 歳以上の高齢者の世帯に対し、生活支援員を週 2 回の範囲で派遣して、自立生活の継続を可能にするとともに、介護予防の推進を図りました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用実人数	4	4	2
派遣回数	275	152	53
派遣延時間	343.5	193	54

単位（人、回、時間）

【利用料】

利用者世帯の階層区分	利用者負担額
生活保護法による被保護世帯	0
生計中心者が所得税非課税世帯	200
生計中心者の所得税課税年額 ~ 10,000 円	250
生計中心者の所得税課税年額 10,001 ~ 30,000 円	400
生計中心者の所得税課税年額 30,001 ~ 80,000 円	650
生計中心者の所得税課税年額 80,001 ~ 140,000 円	850
生計中心者の所得税課税年額 140,001 円 ~	950

単位（円）

(3)生活支援短期入所(ショートステイ)事業

介護保険における要介護及び要支援に該当しない、おおむね 65 歳以上の高齢者を養護する必要がある場合に、当該高齢者を一時的に施設に入所させ介護予防と家族の福祉の向上を図っています。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用延人数	0	0	0
利用延日数	0	0	0

実績なし
単位（人、日）

【利用料】

1 日当たり 1,940 円（生活保護世帯は無料）

(4)配食サ - ビス事業(食の自立支援事業)

在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の者で、調理困難な要介護者、もしくは要介護者状態等となるおそれのある高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事を配食しました。それにより、食生活の安定や調理負担の軽減及び栄養改善を図り、在宅での自立の促進と安否確認を行いました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用実人数	15	51	34
配食数	1,100	1,717	2,937

単位（人、食）

【利用料】

1 食 350 円（ただし、週 2 回を限度とする）

(5) 介護予防事業

おおむね 65 歳以上の高齢者を対象に、できる限り介護状態に陥ることなく、またすでに要支援の認定を受けている場合でも、状態を悪化させないように、元気でいきいきとした生活が送れるよう介護予防教室や講演会等を行いました。

【事業実績】

区分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
転倒予防教室	回数	0	5	18
	人数	0	42	261
介護予防出前講座	回数	40	32	36
	人数	907	520	559
講演会	回数	1	1	1
	人数	120	110	80

単位(回、人)

(6) 寝具洗濯等サ - ビス事業

寝具の衛生管理が困難な、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や 70 歳以上のみの世帯の高齢者を対象に、日常生活に欠かせない寝具を衛生管理することにより清潔で快適な生活ができるよう支援しました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用実人数	1	1	1
利用延人数	1	1	1

単位(人)

【利用料】

種類	利用料
掛布団・敷布団・毛布	630
掛布団・毛布・マットレス	840
掛布団・敷布団・毛布・マットレス	1,050

単位(円)

(7) 老人日常生活用具給付等事業

おおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者等の日常生活の便宜を図るため日常生活用具の給付を行いました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
火災警報器	0	1	0
自動消火器	0	0	12
電磁調理器	0	1	0

単位（件）

(8) 高齢者等生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者等の日常生活の便宜を図るため生活用具の給付を行いました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
眼鏡	0	0	0
杖	0	1	1
布団	0	0	0
シーツ・寝間着	0	0	0
保温器	0	0	0
老人手押車	1	2	1
読書スタンド	0	0	0
ページめくり	0	0	0
ヘルプハンド	0	0	0
洗髪器	0	0	0
浴槽	0	0	0
湯沸器	0	0	0
入浴担架	0	0	0
合計	1	3	2

単位（件）

(9)ひとり暮らし老人福祉電話貸与事業

定期的に安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者に対し福祉電話を貸与することにより、電話による安否の確認、各種の相談を行うとともに、関係機関の協力を得てサービスを提供しました。(新規設置については、平成16年度で終了)

【事業実績】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新設件数	0	0	0
設置台数	3	3	2

単位(件、台)

(10)住宅改造助成事業

高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適するよう改造する場合に、その費用の一部を助成しました。

【事業実績】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
助成件数	5	4	5

単位(件)

(11)緊急通報装置給付・貸与事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を給付または貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図りました。

【事業実績】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新設件数	3	4	3
設置台数	45	44	44

単位(件、台)

【利用料】

階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の所得税課税年額 ~9,600円	16,300
D	生計中心者の所得税課税年額 9,601~32,400円	28,400
E	生計中心者の所得税課税年額 32,401~42,000円	40,600
F	生計中心者の所得税課税年額 42,001円~	全額

A及びBに該当する世帯は貸与
単位(円)

(12)介護手当の支給

在宅介護を支援し在宅福祉の増進に資するため、寝たきり高齢者及び認知症高齢者を介護する家族等に対して介護手当を支給しました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
支給人数	22	21	16

単位(人)

【支給額】

対象者 1 人につき、月額 8,000 円

(13)福祉タクシー助成事業

高齢者及び障がい者の社会参加と福祉の向上を図るため、高齢者等がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成しました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付者数	183	187	182

単位(人)

【助成額】

24,000 円/年

(14)高齢者乗合タクシー運行事業

地域の高齢者の外出や移動を支援し、日常生活の利便性の確保や社会参加などを促進するため、自治会や町内会が地域の実情に応じて乗合タクシーを運行させる場合に、その料金の一部を助成しました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
交付者数	28	29	29

単位(人)

【利用料】

利用区間にかかわらず 1 回あたり 200 円

(15) 敬老祝い事業

高齢者の長寿を祝福し、永年にわたる町への貢献に対して敬意と感謝を表すため、敬老の日に記念品を贈呈しました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
対象者数	40	37	34

単位(人)

【対象者及び記念品】

9月15日現在において満88歳の高齢者

対象者	記念品
満88歳(米寿)	商品券

(16) 老人クラブ助成事業

高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で明るく豊かなものにするために、小地域を単位として結成され活動している自主的な団体(単位老人クラブ)に対して助成を行いました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
クラブ数	23	24	23
会員数	1,298	1,365	1,379

単位(クラブ数、人)

(17) シルバー人材センター助成事業

早島町シルバー人材センターが労働能力活用事業を実施する場合、その運営に要する経費に対して助成を行いました。

【事業実績】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金額	5,300,000	5,000,000	4,800,000

単位(円)

(18) 町民ヘルパー養成事業

3級ヘルパー資格取得を満了講習を実施し、町民一人ひとりが介護に関する知識と理解を深め、家族介護に役立てるとともに、地域福祉の担い手を育成しました。また、平成21年度からは2級ヘルパー講座を実施しています。

【事業実績】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受講者数	29	20	20
修了者数	29	20	20

単位(人)

(19) 民生児童委員活動

民生児童委員は、一定の担当地区を持ち、地域や関係する機関と手を取り合い、住民の立場に立った相談支援活動、福祉のまちづくり活動などに取り組んでいます。

現在、20名の民生児童委員が地域の福祉課題の解決に向けて活動しており、地域におけるボランティア・ダ・として、また児童、高齢者、障がい者等の要援護者に関する地域福祉活動の担い手として、一層の活動の充実が期待されています。

(20) 老人クラブ活動

町内23地区で老人クラブが組織されており、地区単位で地域清掃活動や健康維持・増進のための取り組みなどを実施しています。また、地区老人クラブで組織される連合会が設けられており、月1回定例会を開催し、ペタンク大会やカラオケ大会、グラウンドゴルフ大会などの事業に取り組んでいます。平成22年度の会員数は1,379人と、ここ数年の会員数は増加傾向にあります。

高齢者数は今後も増加が予測されることから、高齢者の社会参加や生きがいを促進する中心的組織としての役割が期待されています。

(21) 愛育委員、栄養委員活動

現在、愛育委員18名、栄養委員18名の委員が、健康づくり推進活動や地域住民が共に助け合う健康長寿のまちづくりの推進活動などに取り組んでいます。

6. 保健サービスの状況

(1) 健康教育

40歳以上の人を対象として、生活習慣病予防・健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図り、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資するために、集団健康教育を実施しました。

集団健康教育については、平成22年度では6回86人の参加がありました。

【事業実績】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回数	8	7	6
参加延人数	77	113	86

単位(回、人)

(2) 健康相談

40歳以上の人を対象として、心身の健康に関し、保健師による健康相談を随時行っています。特定健康診査を受診された方を対象に、高脂血症など重点健康相談を実施し、必要な指導及び助言を行いました。

【事業実績】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回数	6	13	11
参加延人数	10	80	17

単位(回、人)

(3) 健康診査

40歳以上の人を対象に、メタボリックシンドロームを早期発見し予防するため、特定健康診査を実施しました。また、同様に75才以上の人を対象に後期高齢者健康診査を実施しました。

特定健康診査には、問診、身体測定、内科診察、血圧測定、尿検査、貧血検査(ヘモグロビン・赤血球・ヘマトクリット)、血糖検査(空腹時血糖 HbA1c)、心電図検査、眼底検査、脂質検査(LDL コレステロール・HDL コレステロール・中性脂肪)、腎機能検査(クレアチニン)、肝機能検査(GOT・GPT・GTP)、痛風検査(尿酸)等の各種診査項目があります。

受診率は、特定健康診査については3割弱程度、後期高齢者健康診査では1割弱程度で推移しています。

【事業実績(特定健康診査)】

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受診者数	551	516	519
受診率	28.6	26.8	26.5

単位(人、%)

【事業実績（後期高齢者健康診査）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数	98	97	98
受診率	7.6	7.3	7.2

単位（人、％）

(4)がん検診

乳がん検診（視触診・マンモグラフィ検査）、子宮がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診を実施しました。

乳がん検診・子宮がん検診では受診者数の増加がみられます。

【事業実績（乳がん検診）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数	571	656	640
要精密検査者数	14	8	4
精密検査受診者数	13	7	4

単位（人）

【事業実績（子宮がん検診）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数	519	566	575
要精密検査者数	6	1	6
精密検査受診者数	1	0	6

単位（人）

【事業実績（胃がん検診）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数	783	768	732
要精密検査者数	33	21	18
精密検査受診者数	28	21	18

単位（人）

【事業実績（肺がん検診）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数	982	968	956
要精密検査者数	20	16	16
精密検査受診者数	19	15	15

単位（人）

【事業実績（大腸がん検診）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数	1,024	1,012	970
要精密検査者数	72	79	98
精密検査受診者数	62	69	81

単位（人）

【事業実績（ヘリカルCT検査）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数	45	36	0

単位（人）

【事業実績（前立腺がん検診）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数	265	268	251
要精密検査者数	13	23	9

単位（人）

【事業実績（肝炎ウイルス検診）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
要精密検査者数	132	88	68

単位（人）

(5) 骨塩量測定

寝たきりの原因となる骨粗しょう症の予防と早期発見・治療に役立てるために、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の節目に対し実施しました。

受診者数は、平成20年度では54人、平成21年度では52人、平成22年度74人となっています。

【事業実績（骨塩量測定）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数	54	52	74
要指導者数	27	26	22
要精密検査者数	7	12	5

単位（人）

(6) 歯周疾患検診

生涯自分の歯で食事ができるよう、平成20年度から、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目の検診として、医療機関に委託して行う歯周疾患検診を実施しました。

【事業実績（歯周疾患検診）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
20 歳	6	6	9
30 歳	11	7	8
40 歳	16	13	12
50 歳	13	9	11
60 歳	16	17	21
70 歳	12	12	22
合計	74	64	83

単位（人）

（7）訪問指導

本町では、40 歳以上の在宅で、健康診査結果等で健康管理上保健指導の必要な方を対象に、保健師等が訪問し本人及びその家族に対し、身体機能の低下防止と健康の保持増進を図るために保健指導を実施しました。

【事業実績（訪問指導）】

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
寝たきり	0	0	6
健診後の要指導	15	17	18
認知症高齢者	0	1	11

単位（人）

7. 地域資源の状況

（1）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、だれもが住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるような福祉のまちづくりの実現を目指して、地域福祉活動を推進している民間の団体です。

また、居宅介護支援事業者、居宅介護サ - ビス事業者（訪問介護・通所介護）として介護保険事業を展開しています。

引き続き、自治住区・自治会や地域住民、ボランティア、行政機関などと連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていくことが求められています。

[ふれあい・いきいきサロン事業]

高齢者の地域での孤立や閉じこもりを防止するため、家に閉じこもりがち、話し相手がいないという不安や悩みを持っている人たちに、地域の中で気軽に集まり仲間づくりができる場づくりを進めています。平成 22 年度は、28 グル - プが地域で主体的な活動を展開しています。

[福祉活動員活動事業]

地域の見守り役として 78 名が、地域ごとに民生児童委員、愛育委員、栄養委員と協力しあいながら、高齢者や要援護者を支える活動を実施しています。

[日常生活自立支援事業]

福祉サ - ビスの利用や日常的な金銭管理を適切に行うことの困難な高齢者等が安心して生活が送れるように、日常生活自立支援事業についての相談に応じています。

(2) 給食ボランティア等

給食ボランティアとして次のようなボランティア団体が活動しています。

地域の一人暮らしの高齢者などを対象とし、地区コミュニティセンタ - などを利用して会食方式の給食サ - ビスを実施しています。

それによって、高齢者の元気回復、閉じこもりの防止に効果があることから、これら給食サ - ビスのボランティア団体などが実施しているインフォ - マルサ - ビスと連携を図った地域ケア体制づくりを、今後構築していく必要があります。

【給食ボランティア団体】

団体名	設立年	ボランティア数	利用者数
クローバー	平成 3 年	3	10
コスモス	平成 3 年	11	27
スプリング	平成 4 年	11	34
スマイル若宮	平成 7 年	35	31
たんぼぼ	平成 4 年	10	17
マスカット	平成 10 年	5	15
ひまわり	平成 10 年	12	30
市場撫子の会	平成 19 年	8	24

単位(人)

【その他のボランティア団体】

実績	設立年	会員数	活動内容
早島いぐさ手話サークル	平成元年	10	講演会などで聴覚障がい者の方のために、手話通訳を実施しています。
早島要約筆記サークル ぺんしる	平成 11 年	4	講演会などで聴覚障がい者の方のために、要約筆記を実施しています。
はやしま朗読ボランティア グループ	平成 15 年	8	支援学校や介護施設などで本の朗読活動を実施しています。
ぞうさんクラブ	平成 15 年	8	幼児や小学生を対象に昔遊びや木工竹細工など、子どもの遊びを中心とした子どもサロン活動を実施しています。
パソボラはやしま	平成 16 年	11	50 歳以上の方や障がい者の方で、パソコン初心者を対象に、パソコンサロンを行っています。
絵手紙ボランティアやまびこ	平成 18 年	10	町内のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への絵手紙送付や福祉施設での絵手紙指導を行っています。
日曜大工ボランティア とんかち	平成 18 年	5	在宅高齢者や障がい者の方の自宅の簡易修繕活動を実施しています。

単位(人)

(3) NPO 活動

夢ポケットの家が宅幼老所として高齢者や就学前の子どもの預かり・昼食など、日中活動の場を提供しています。

8. 保健福祉施設の現状

在宅福祉の拠点である早島町地域福祉センター、心身両面から健康づくりを進めていくための拠点である早島町健康づくりセンター、早島ドリームハウス等において介護予防事業が実施されています。

今後とも、これら施設の情報の共有化に努め、これらの施設の持つ機能やサービスのネットワーク化を図っていくことが必要です。

【保健福祉施設】

施設名	所在地	開設	運営	備考
早島町地域福祉センター	前潟 249-1	平成 11 年	社会福祉法人 早島町社会 福祉協議会	デイサービスセンター ホームヘルプステーション 居宅介護支援センター
早島町健康づくり センター	前潟 370-1	平成 10 年	早島町	健康診査・相談業務
早島ドリームハウス	前潟 133-2	平成 13 年	早島町	介護予防施設

9. 地域包括支援センターと地域支援事業の状況

地域包括支援センターでは、要支援・要介護状態になる前から、介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から「地域支援事業」を実施してきました。

(1) 介護予防事業(二次予防事業)

要介護状態となる可能性が高いと認められた 65 歳以上の高齢者を対象に、要介護状態・要支援状態にならないよう予防することを通じて、地域で生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援するため、次のとおり事業を実施しています。

課題として、基本チェックリストの実施者数と比較して生活機能評価の受診者数が少なく、二次予防事業の対象者と決定されても、介護予防へ結びついていない点があげられます。

【二次予防事業】

事業名	事業内容
二次予防事業対象者の把握事業	基本チェックリストを行い、生活機能低下の恐れのある 65 歳以上の高齢者に対し、生活機能評価を実施し、介護予防支援の必要な高齢者を早期に把握します。
生活管理指導短期宿泊事業 (再掲)	介護保険における要介護及び要支援に該当しない、おおむね 65 歳以上の高齢者を養護する必要がある場合に、当該高齢者を一時的に施設に入所させ介護予防と家族の福祉の向上を図っています。
通所型介護予防事業	二次予防事業対象者が、介護サービス事業所への通所により運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の必要とされるプログラムを実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。

【二次予防事業対象者の把握事業】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基本チェックリスト実施者	1,820	1,782	1,740
生活機能評価実施者	24	14	19

単位（人）

【二次予防事業実施状況（平成 22 年度より委託による通所介護予防事業を開始）】

	平成 22 年度
参加実人員	3
参加延人員	75

単位（人）

(2) 介護予防事業（一次予防事業）

おおむね 65 歳以上の高齢者（一般高齢者）を対象に、できる限り介護状態に陥ることなく、元気でいきいきとした生活が送れるよう介護予防に効果的な運動機能の向上、口腔ケア、栄養改善などの介護予防教室や講演会等を行いました。

【一次予防事業】

事業内容
転倒による骨折予防等の知識の普及啓発を行います。
地域の高齢者グループの活動に対し、必要な介護予防知識の普及啓発を行います。

【介護予防教室】

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
いきいき体操 教室（転倒予防）	回数	0	5	18
	参加延人数	0	42	261
介護予防出前 講座	回数	40	32	36
	参加延人数	907	520	559
講演会	回数	1	1	1
	参加延人数	120	110	80

単位（回、人）

【包括的支援事業】

要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り、地域において自立した生活ができるよう介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、他職種相互の協働等により、個々の高齢者の状況や変化に応じて支援しています。

事業名	事業内容
介護予防ケアマネジメント事業	二次予防事業の対象者が要介護状態となることを予防するため、その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業や地域の事業などへ参加し、介護予防につながる支援を行いました。
総合相談支援事業	介護保険サービスの相談をはじめ、介護保険以外の保健・福祉・医療サービス、地域のインフォーマルサービスなど様々な相談に対し、相談内容に即した各種関係機関のサービスや制度が利用できるよう支援しました。
権利擁護事業	認知症等により虐待や不適切な介護環境の高齢者等に対し、尊厳ある生活や人権・権利を護るためニーズに即した適切な介護サービスや関係機関につなげ、安心して生活を継続できるよう支援を行いました。また、介護サービス等の利用や日常生活において金銭の管理が不十分な高齢者に対し、社会福祉協議会等と連携しながら、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度へつなげました。
包括的継続的ケアマネジメント支援事業	多様な生活課題を抱えている高齢者が、地域で安心して、その人らしい生活を継続するため、高齢者・家族等へ包括的・継続的に支援を行うことが必要であり、この支援を行っている介護支援専門員へのサポートも行いました。また、他職種や地域の関係機関との連携により、ケアマネジメントの後方支援を行いました。

【任意事業】

事業名	事業内容
介護給付適正化事業	介護保険サービス利用者の介護給付費の額・サービス内容など実績を通知することにより、提供サービス内容の検証を行うとともに、介護保険制度の趣旨の徹底を図りました。また、ケアプランの内容を審査することにより給付の適正を図りました。
家族介護支援事業	家庭において要介護者を介護する者の負担軽減や要介護者の状態の維持・改善のため適切な介護知識・技術の習得の教室を開催しました。
生活支援訪問事業（再掲）	介護認定非該当者で、日常生活や社会生活を営むことに支障がある、おおむね 65 歳以上の高齢者の世帯に対し、生活支援訪問員を週 2 回の範囲で派遣して、自立生活の継続を可能にするとともに、介護予防の推進を図っています。
配食サービス事業（再掲）	在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の者で、調理困難な要援護者、もしくは要介護者状態等となるおそれのある高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事を配食します。それにより、食生活の安定や調理負担の軽減及び栄養改善を図り、在宅での自立の促進と安否確認を行います。
住宅改修支援事業	福祉用具購入・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等を行うとともに、これら申請に係る必要書類の作成を行いました。
成年後見制度利用支援事業	高齢者に係る成年後見制度の町長申立てに要する経費の助成を行いました。

【成年後見制度利用支援事業】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
申請数	0	0	2

単位（件）

10. 介護保険事業の状況

(1) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、平成 17 年度の 408 人から平成 23 年度の 598 人と次第に増加しています。

要介護度の区分は、平成 18 年度より新たに要支援 2 が加わり、「要支援と要介護 1」を合わせて「要支援 1、要支援 2、要介護 1」へと組み直されています。

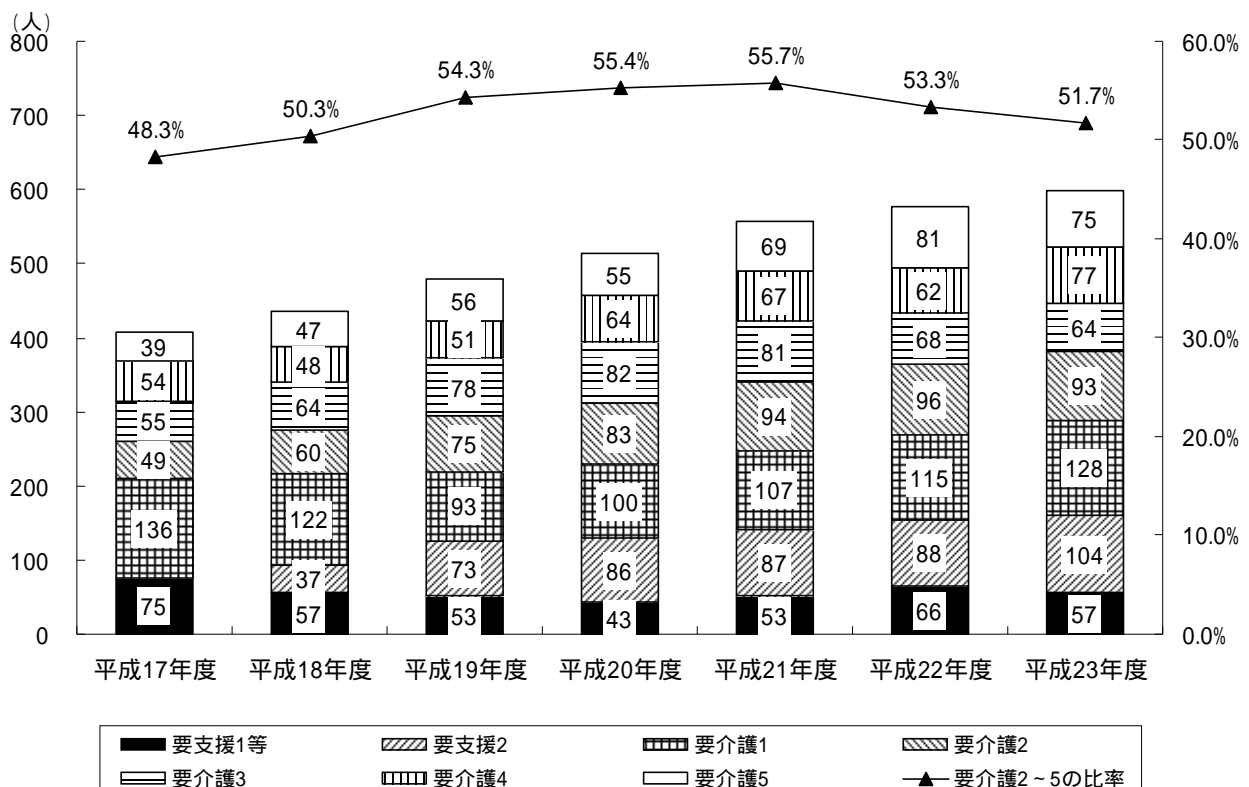
要介護度別にみると、要介護 2～5 までの重度層の比率が、平成 21 年度までは増加傾向でしたが、平成 22 年度以降は減少傾向となっています。

<表 要介護認定者数の推移>

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
合計	408	435	479	513	558	576	598
要支援 1	75	57	53	43	53	66	57
要支援 2		37	73	86	87	88	104
要介護 1	136	122	93	100	107	115	128
要介護 2	49	60	75	83	94	96	93
要介護 3	55	64	78	82	81	68	64
要介護 4	54	48	51	64	67	62	77
要介護 5	39	47	56	55	69	81	75

各年度 10 月現在
単位(人)

<図 要介護認定者数の推移>



(2) 要介護認定率の推移

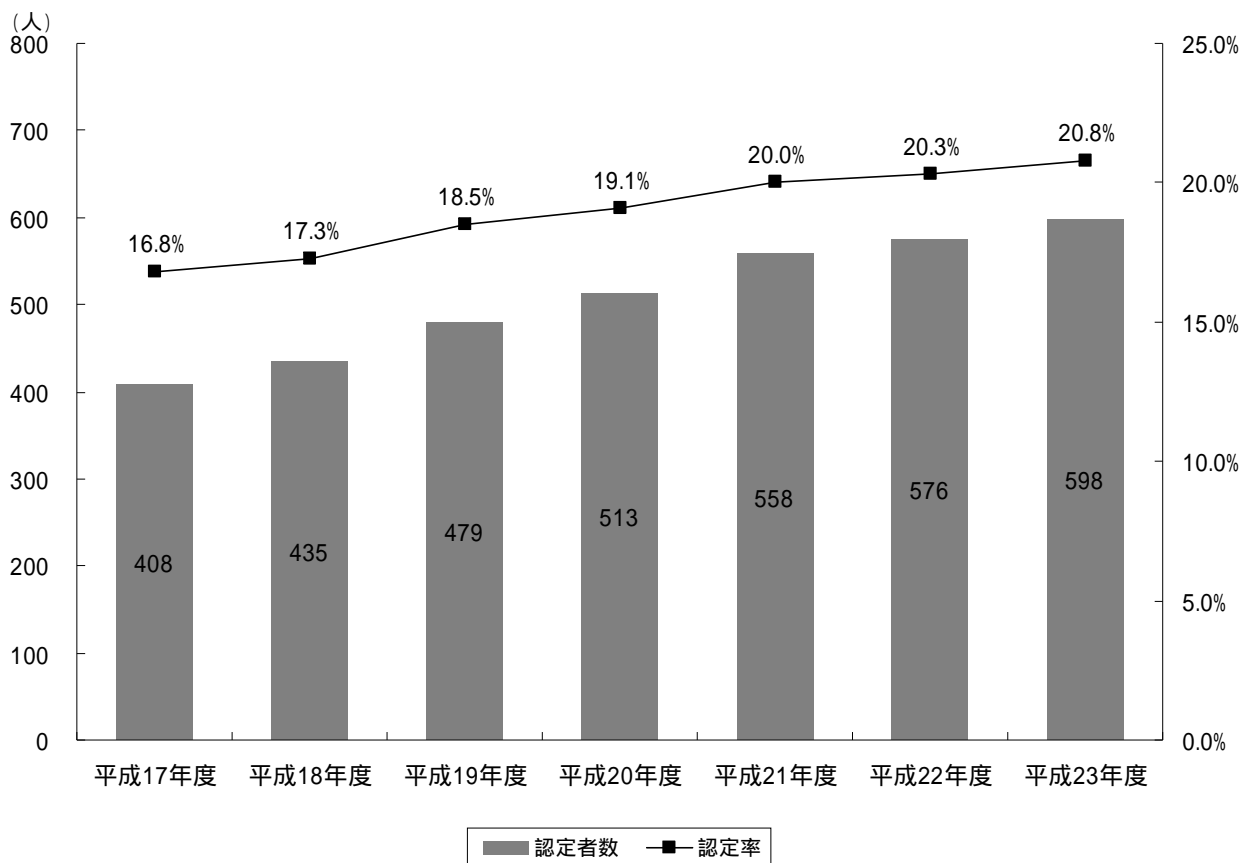
高齢者人口に占める要介護認定者数の割合は、平成 17 年度の 16.8%から平成 23 年度の 20.8%と増加傾向にあります。

< 表 要介護認定率の推移 >

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者人口	2,423	2,516	2,589	2,686	2,792	2,837	2,879
認定者数	408	435	479	513	558	576	598
認定率	16.8	17.3	18.5	19.1	20.0	20.3	20.8

各年度 10 月現在
単位 (人、%)

< 図 要介護認定率の推移 >



(3) サービス利用者数の推移

要介護認定者数の増加にともなって、サービス利用者数も増加しています。居宅サービス利用者数は、平成 17 年度の 236 人から平成 23 年度の 360 人へと 124 人増加しています。特に、要介護 5 における増加率が高くなっています。

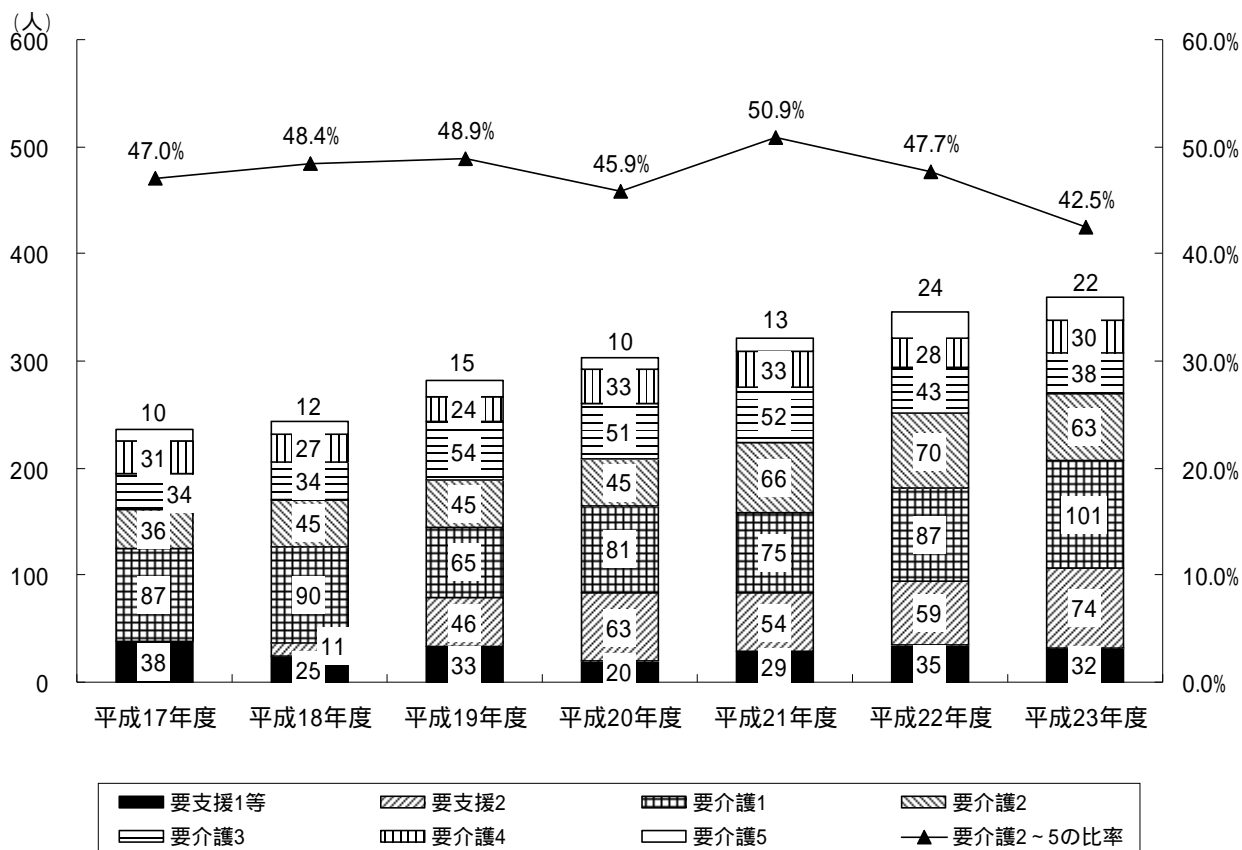
要介護度別にみると、要介護 2～5 までの重度層の比率が、平成 21 年度では 50.9%と 5 割を超えましたが、平成 22 年度以降は減少しています。

<表 居宅サービス利用者数の推移>

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
合計	236	244	282	303	322	346	360
要支援 1	38	25	33	20	29	35	32
要支援 2		11	46	63	54	59	74
要介護 1	87	90	65	81	75	87	101
要介護 2	36	45	45	45	66	70	63
要介護 3	34	34	54	51	52	43	38
要介護 4	31	27	24	33	33	28	30
要介護 5	10	12	15	10	13	24	22

各年度 10 月現在
単位 (人)

<図 居宅サービス利用者数の推移>



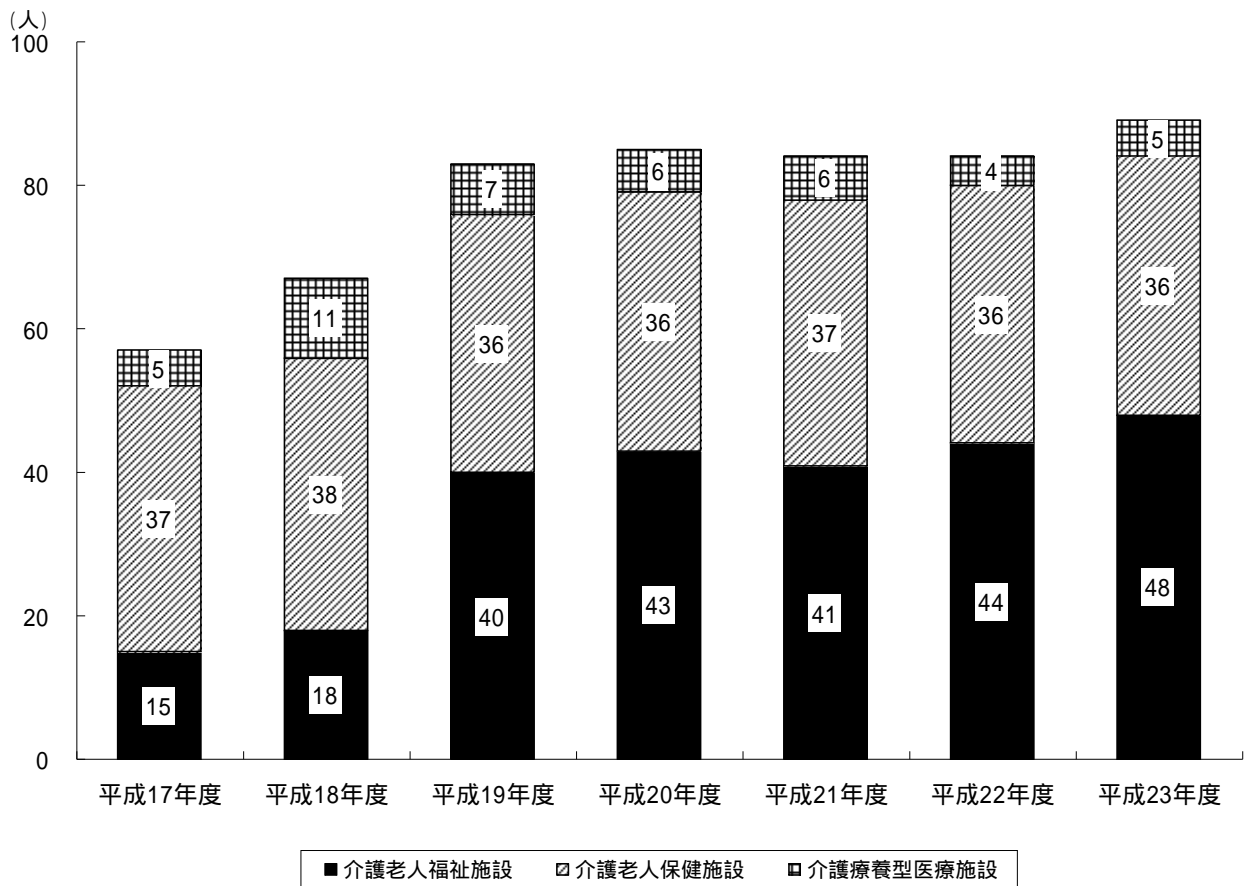
施設サービス利用者数は、平成 19 年度までは介護老人福祉施設が増加していましたが、それ以降は、各施設区分とも横ばいとなっています。

<表 施設サービス利用者数の推移>

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
合計	57	67	83	85	84	84	89
介護老人福祉施設	15	18	40	43	41	44	48
介護老人保健施設	37	38	36	36	37	36	36
介護療養型医療施設	5	11	7	6	6	4	5

各年度 10 月現在
単位(人)

<図 施設サービス利用者数の推移>



(4) サービス利用率の推移

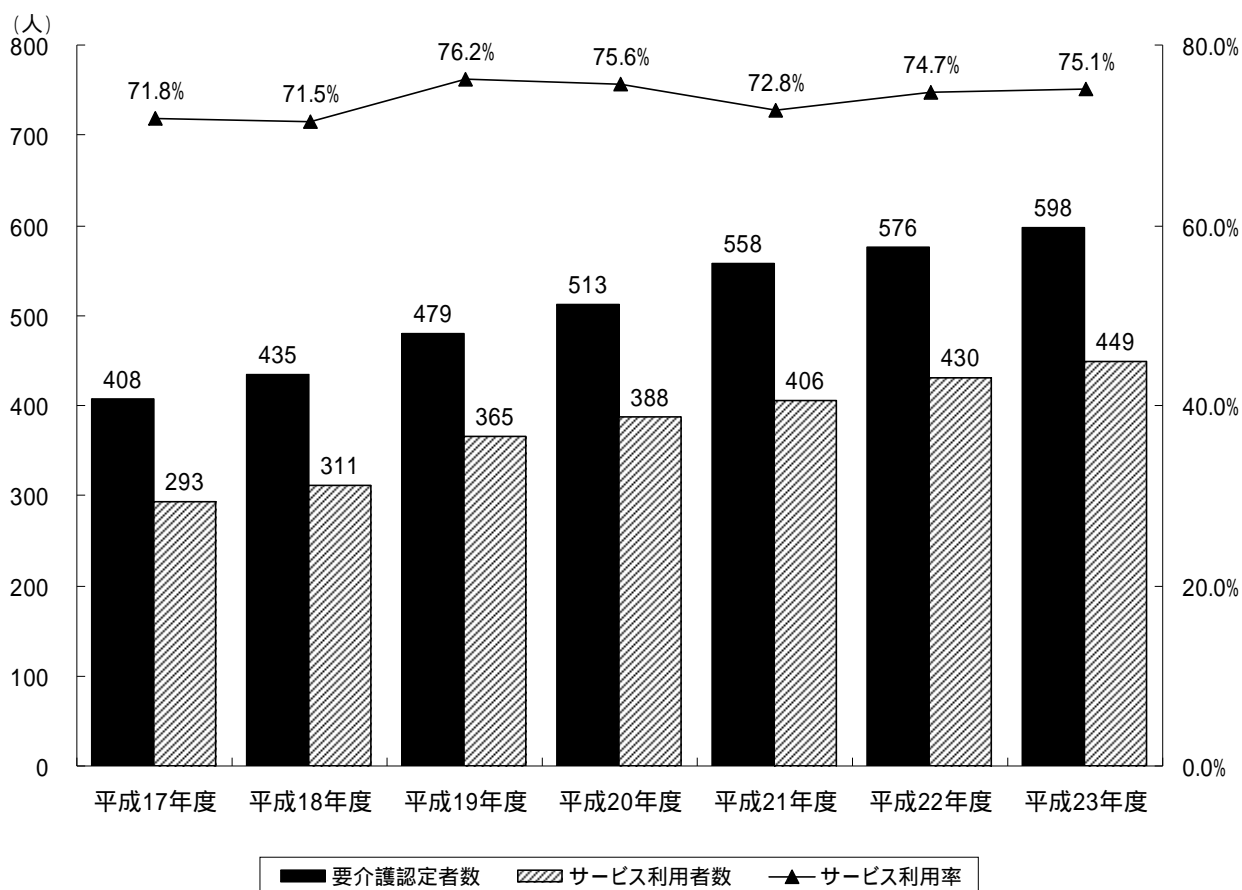
要介護認定者数のうち、実際のサービス利用者数は全体の70%台で推移しています。

<表 サービス利用率の推移>

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
要介護認定者数	408	435	479	513	558	576	598
サービス利用者数	293	311	365	388	406	430	449
サービス利用率	71.8	71.5	76.2	75.6	72.8	74.7	75.1

各年度10月現在
単位(人、%)

<図 サービス利用率の推移>



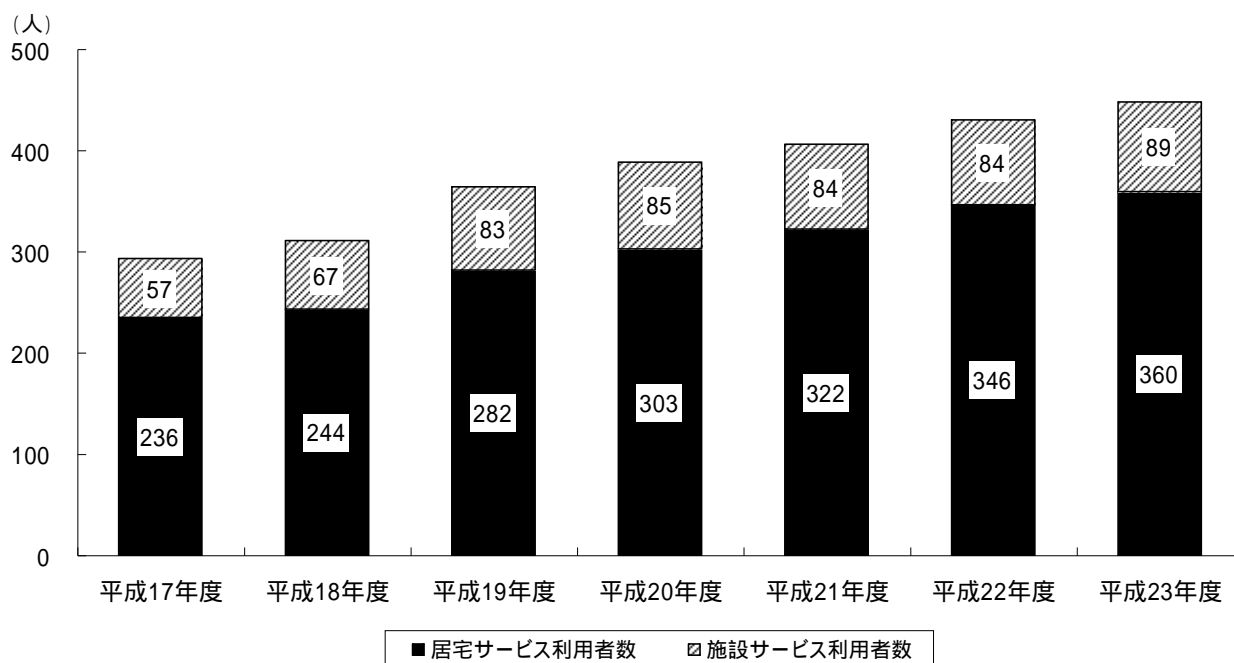
サービスごとの利用率は、居宅サービスが 80%程度、施設サービスが 20%程度で推移しています。

<表 サービス別利用率の推移>

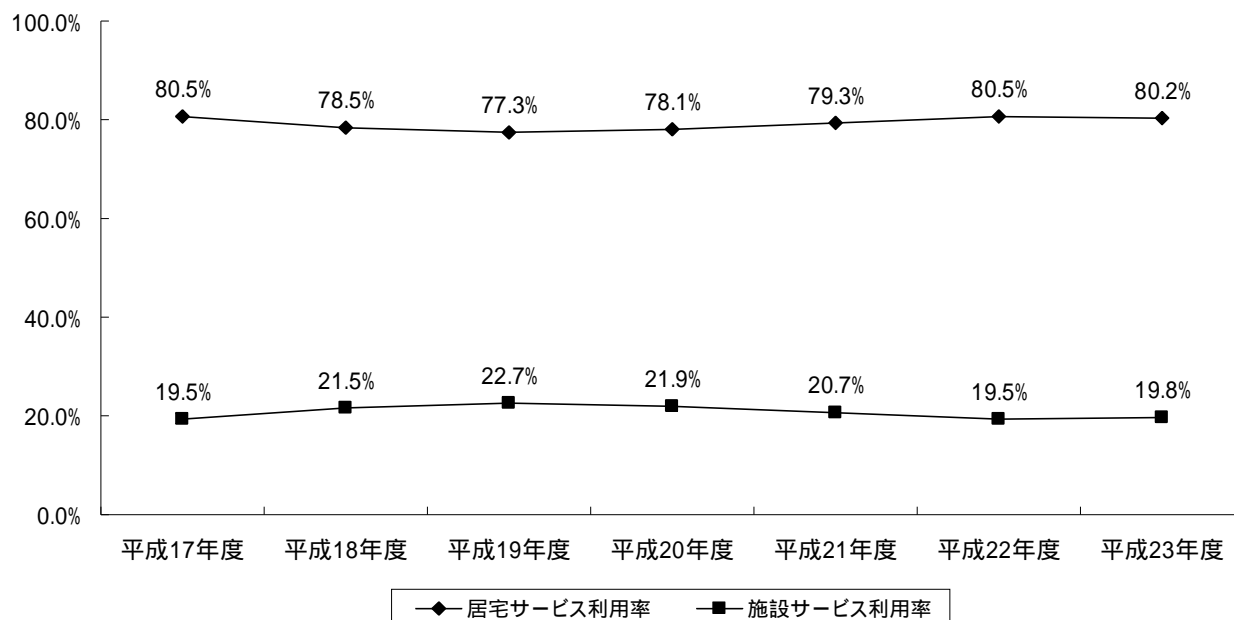
区分		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用者数		293	311	365	388	406	430	449
居宅 サービス	利用者数	236	244	282	303	322	346	360
	利用率	80.5	78.5	77.3	78.1	79.3	80.5	80.2
施設 サービス	利用者数	57	67	83	85	84	84	89
	利用率	19.5	21.5	22.7	21.9	20.7	19.5	19.8

単位(人、%)

<図 サービス別利用者数の推移>



<図 サービス別利用率の推移>



(5) 第4期計画との比較(サービス利用者数)

サービス利用者数の実績を第4期計画と比較してみると、居宅サービス・施設サービスともに、実績が計画値を上回っています。

<表 第4期計画との比較(サービス利用者数)>

		平成 21 年度			平成 22 年度		
		第 4 期 計画値	実績値	実績 / 計画	第 4 期 計画値	実績値	実績 / 計画
居宅	要支援 1	33	29	0.88	34	35	1.03
	要支援 2	48	54	1.13	50	59	1.18
	要介護 1	68	75	1.10	70	87	1.24
	要介護 2	53	66	1.25	59	70	1.19
	要介護 3	55	52	0.95	62	43	0.69
	要介護 4	27	33	1.22	31	28	0.90
	要介護 5	17	13	0.76	18	24	1.33
	合計	301	322	1.07	324	346	1.07
施設	介護老人福祉施設	34	41	1.21	35	44	1.26
	介護老人保健施設	33	37	1.12	34	36	1.06
	介護療養型医療施設	6	6	1.00	6	4	0.67
	合計	73	84	1.15	75	84	1.12
利用者合計		374	406	1.09	399	430	1.08
未利用者		66	152	2.30	72	146	2.03
合計		440	558	1.27	471	576	1.22

実績は各月平均値
端数処理のため合計は一致しない場合がある
単位(人)

(6) 標準的介護予防サービス等サービス量の第4期計画との比較

標準的介護予防サービス等サービス量の利用実績について第4期計画と比較してみると、介護予防訪問介護・介護予防訪問看護・介護予防福祉用具貸与・居宅介護支援について、平成21年度・平成22年度ともに実績が計画値を上回っています。また給付費については、介護予防訪問介護・介護予防訪問看護・介護予防福祉用具貸与について、平成21年度・平成22年度ともに実績が計画値を上回っています。

<表 標準的介護予防サービス等サービス量の第4期計画との比較>

(年間)

		平成21年度			平成22年度		
		第4期計画値	実績値	実績 / 計画	第4期計画値	実績値	実績 / 計画
介護予防訪問介護	人数	300	325	1.08	300	378	1.26
	給付費	6,032	6,298	1.04	6,032	7,639	1.27
介護予防訪問入浴介護	人数	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人数	24	50	2.08	24	74	3.08
	給付費	737	1,279	1.74	737	2,242	3.04
介護予防訪問リハビリテーション	人数	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数	0	25	0	0	12	0
	給付費	0	146	0	0	94	0
介護予防通所介護	人数	684	689	1.01	708	637	0.90
	給付費	22,925	24,358	1.06	23,923	22,521	0.94
介護予防通所リハビリテーション	人数	72	17	0.24	72	33	0.46
	給付費	2,921	784	0.27	2,921	1,246	0.43
介護予防短期入所生活介護	人数	12	4	0.33	12	7	0.58
	給付費	298	136	0.46	298	274	0.92
介護予防短期入所療養介護	人数	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	21	0	0	30	0
	給付費	0	1,888	0	0	3,265	0
介護予防福祉用具貸与	人数	36	97	2.69	36	226	6.28
	給付費	458	813	1.78	458	1,945	4.25
特定介護予防福祉用具販売	人数	16	17	1.06	18	10	0.56
	給付費	296	292	0.99	333	193	0.58
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0	0	0
住宅改修	人数	21	16	0.76	23	31	1.35
	給付費	2,401	1,578	0.66	2,630	2,807	1.07
介護予防支援	人数	972	975	1.00	1,008	1,085	1.08
	給付費	4,158	4,115	0.99	4,312	4,608	1.07

単位(延利用人数、千円)

実績 / 計画については、円単位で算出しているため一致しない場合がある

(7) 標準的居宅サービス等 / 施設サービス量の第4期計画との比較

標準的居宅サービス等 / 施設サービス量の利用実績について、第4期計画と比較してみると、居宅療養管理指導・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設について、平成21年度・平成22年度ともに実績が計画値を上回っています。また給付費については、居宅療養管理指導・通所介護・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設について、平成21年度・平成22年度ともに実績が計画値を上回っています。

< 表 標準的居宅サービス等 / 施設サービス量の第4期計画との比較 >

(年間)

		平成21年度			平成22年度		
		第4期計画値	実績値	実績 / 計画	第4期計画値	実績値	実績 / 計画
訪問介護	人数	936	898	0.96	1,032	865	0.84
	給付費	42,167	33,904	0.80	46,707	33,680	0.72
訪問入浴介護	人数	60	65	1.08	72	62	0.86
	給付費	2,899	2,514	0.87	3,590	2,403	0.67
訪問看護	人数	456	378	0.83	504	443	0.88
	給付費	20,731	16,738	0.81	22,910	23,374	1.02
訪問リハビリテーション	人数	12	9	0.75	12	14	1.17
	給付費	341	162	0.48	341	258	0.75
居宅療養管理指導	人数	132	172	1.30	144	201	1.40
	給付費	1,078	1,266	1.17	1,173	1,448	1.23
通所介護	人数	1,836	1,952	1.06	2,004	1,966	0.98
	給付費	122,123	141,703	1.16	134,371	145,029	1.08
通所リハビリテーション	人数	552	426	0.77	600	410	0.68
	給付費	51,096	40,462	0.79	55,758	34,556	0.62
短期入所生活介護	人数	432	529	1.22	492	528	1.07
	給付費	33,055	39,203	1.19	38,371	46,207	1.20
短期入所療養介護	人数	0	18	0	0	47	0
	給付費	0	1,796	0	0	8,523	0
特定施設入居者生活介護	人数	132	144	1.09	144	233	1.62
	給付費	24,159	26,033	1.08	26,947	40,913	1.52
福祉用具貸与	人数	1,140	1,145	1.00	1,272	1,190	0.94
	給付費	17,252	17,255	1.00	19,422	17,294	0.89
特定福祉用具販売	人数	45	34	0.76	48	43	0.90
	給付費	1,261	839	0.67	1,348	1,336	0.99
小規模多機能型居宅介護	人数	60	0	0	72	0	0
	給付費	11,229	0	0	13,955	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数	228	237	1.04	228	199	0.87
	給付費	55,233	55,297	1.00	55,233	46,446	0.84
住宅改修	人数	53	40	0.75	58	35	0.60
	給付費	4,667	4,320	0.93	5,117	3,845	0.75
居宅介護支援	人数	2,640	2,670	1.01	2,880	2,740	0.95
	給付費	30,994	31,573	1.02	33,922	32,659	0.96
介護老人福祉施設	人数	408	505	1.24	420	535	1.27
	給付費	100,332	123,283	1.23	103,508	130,031	1.26
介護老人保健施設	人数	396	437	1.10	408	449	1.10
	給付費	99,674	116,440	1.17	102,812	119,300	1.16
介護療養型医療施設	人数	72	54	0.75	72	40	0.56
	給付費	25,128	18,577	0.74	25,128	14,598	0.58

単位(延利用人数、千円)

実績 / 計画については、円単位で算出しているため一致しない場合がある

(8) 給付費の第4期計画との比較

給付費について第4期計画と比較してみると、標準給付費は、平成21年度・平成22年度ともおおむね計画値どおりに推移しています。

内訳をみると、高額介護サービス費の実績が、計画値を上回っています。

<表 標準的介護予防サービス等サービス量の第4期計画との比較>

	平成21年度			平成22年度		
	第4期 計画値	実績値	実績 / 計画	第4期 計画値	実績値	実績 / 計画
総給付費	683,643,206	713,051,931	1.04	732,256,370	748,733,913	1.02
予防給付費	40,225,215	41,686,466	1.04	41,643,530	46,930,914	1.13
介護給付費	643,417,991	671,365,465	1.04	690,612,840	701,802,999	1.02
特定入所者介護サービス費	32,179,000	31,297,890	0.97	33,787,000	35,265,430	1.04
高額介護サービス費	11,063,683	13,265,732	1.20	12,058,589	15,190,683	1.26
審査支払手数料	1,140,000	1,124,990	0.99	1,263,500	1,178,380	0.93
標準給付費	728,025,889	758,740,543	1.04	779,365,459	800,368,406	1.03

単位(円)

第3章 将来の高齢者像

1. 高齢者数等の推計

1 - 1 人口推計

総人口については、平成 26 年まで増加傾向を示しています。

高齢者数については、平成 24 年の 3,037 人から平成 26 年の 3,238 人へと 201 人増加することが予測されます。それに伴い、高齢化率も平成 24 年の 24.6%から平成 26 年の 26.2%へと増加することが予測されます。

<表 人口推計>

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	12,354	12,365	12,378
0～39 歳	5,480	5,395	5,314
40～64 歳	3,837	3,831	3,826
65～74 歳	1,633	1,705	1,776
75 歳以上	1,404	1,434	1,462
高齢者計	3,037	3,139	3,238
高齢化率	24.6	25.4	26.2

単位（人、％）

1 - 2 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、平成 24 年の 657 人から平成 26 年の 761 人へと 15.8%増加することが予測されます。

<要介護認定者数の推計>

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
高齢者人口	3,037	3,139	3,238
要介護認定者数	657	710	761

単位（人）

2. 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、平成24年657人、平成25年710人、平成26年761人となることが予測されます。

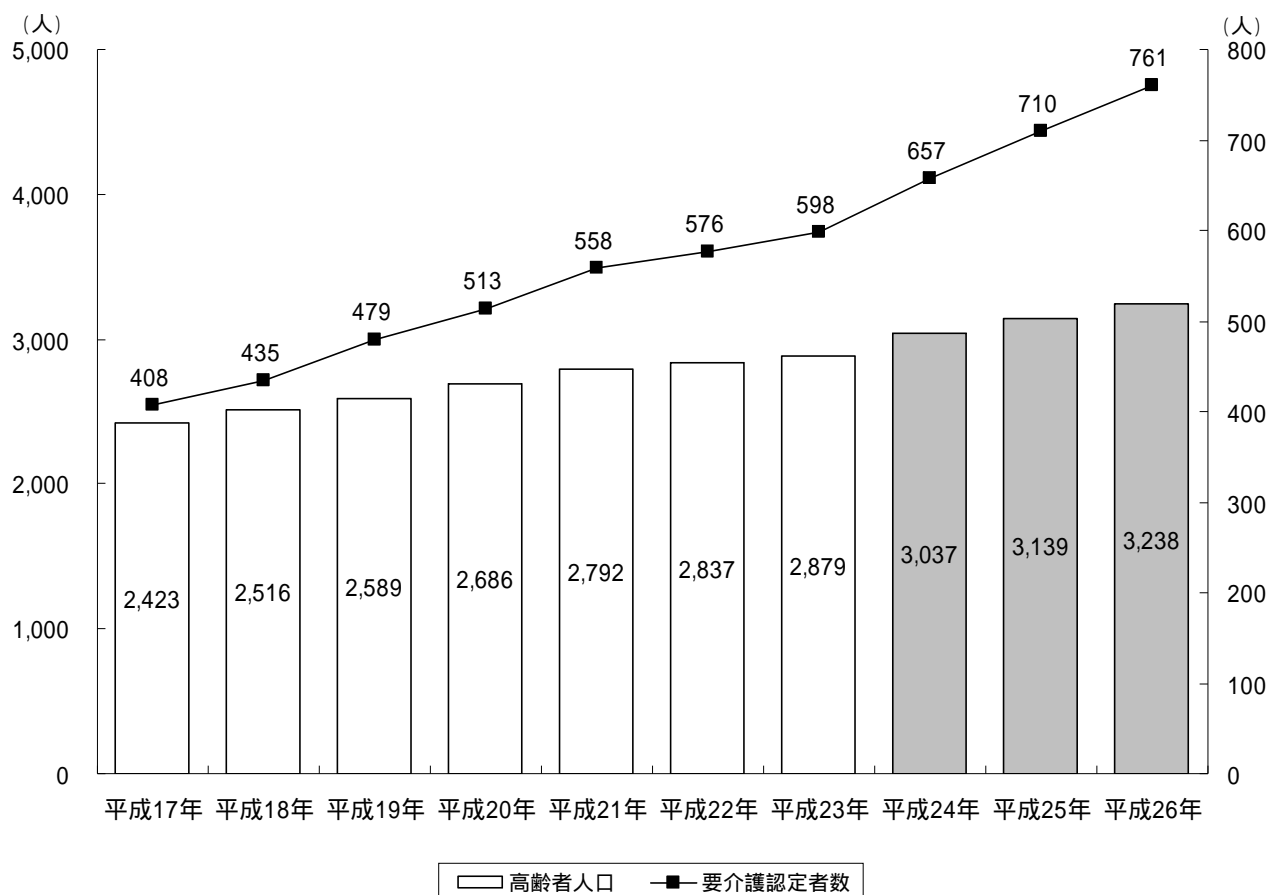
特に、要介護3・要介護4については2割以上の増加が予測されます。

<表 計画期間における要支援・要介護認定者数の推計>

区分	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	62	66	72
要支援2	115	119	130
要介護1	147	158	169
要介護2	88	94	101
要介護3	73	82	89
要介護4	84	93	102
要介護5	88	98	98
合計	657	710	761

単位(人)

<図 計画期間における要支援・要介護認定者数の推計>



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

いきいきとした健康長寿のまちづくり

平成24年度からの計画である「高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」では、引き続き介護予防の推進や介護給付の適正化等に取り組みます。また、高齢者の方々が、いつまでも健康で、自らの能力を発揮でき、介護が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で、必要なケアを受けながら、安心して暮らし続けることができる地域社会を目指します。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の2つを基本目標として定め、施策展開を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築・推進を行います。

基本目標1 健康長寿の地域づくり

できるだけ介護を必要とする状態にならないよう、住民一人ひとりの健康に対する意識の高揚と、健康づくりの推進を図るとともに、地域での介護予防事業の充実を図ります。

地域包括支援センターについては、総合的なケアマネジメントを担う中核機関としての役割を担いながら、地域の相談窓口や人的資源などの地域福祉活動と連携し、地域全体の包括的・継続的な支援や管理体制を築くセンター機能を強化します。

また、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らしていけるよう、早島町地域福祉計画に基づき、住民参加の地域福祉活動を支援します。

さらに、高齢者の就労機会の拡大を図るとともに、生涯学習活動やスポーツ活動・社会参加活動などによる生きがいづくりを支援します。

基本目標2 総合的な支援体制の構築

介護サ・ビスに係る情報提供・相談体制の充実を図るとともに、介護保険事業の適正・円滑な運営のもと、要介護状態になっても在宅で生活が続けられるよう、在宅サ・ビスを中心とした質の高いサ・ビスの確保を図ります。

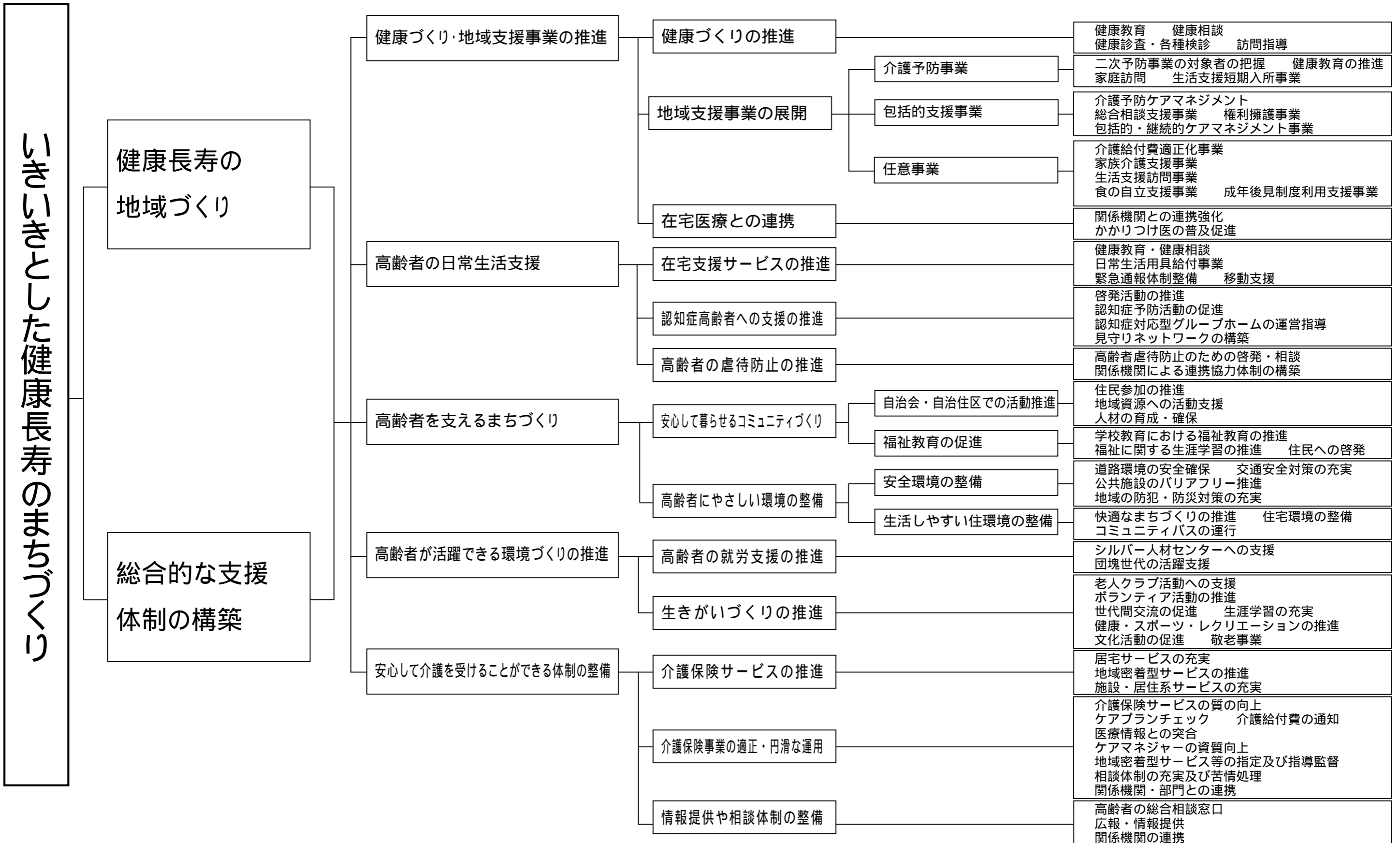
また、高齢者やその家族、地域住民が安心して生活できるよう、福祉のまちづくりに配慮した施策を積極的に進め、誰もが快適にいつまでも安心して生活できる環境の整備を進めます。

基本理念

基本目標

基本施策

具体的施策



第5章 計画の取り組み

1. 健康づくり・地域支援事業の推進

1 - 1 健康づくりの推進

早島町に住むだれもが健康で文化的な生活を送ることは、町民すべての願いです。だれもがそのような生活を送るためには、健康に関する正しい知識を普及することや、町民自らが自身の心身の状態を正しく認識することが必要です。そのため、様々な意識の啓発・知識の普及活動や各種健診等の機会を用いて、住民が健康的な生活を送るための知識の普及促進に努めます。また、保健・医療・福祉の連携を図り、総合的・継続的な健康増進を進めます。

健康教育

将来的に要介護状態や生活の質の低下を引き起こす危険性が高い生活習慣病の予防や健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図り、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、高齢者が継続的に健康づくりに取り組むことを支援します。

健康相談

心身の健康に関して、保健師による健康相談を随時行い、生活習慣病予防等に必要な取り組みについて、共に考え助言することにより、家庭・地域等における健康づくりに役立たせます。また、特定健康診査を受診された方を対象に、高脂血症など重点健康相談を実施し、必要な指導及び助言を行います。

健康診査・各種検診

がん検診等

引き続き、死因の上位を占めるがんの早期発見、早期治療のために、各種の検診等を実施します。

胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウィルス検査については、健康づくりセンター等による集団検診のほか、医療機関における個別検診を行っています。

今後も、がんの早期発見を図るため、関係機関や愛育委員、栄養委員と連携し、受診率の向上をめざします。

特定健康診査・特定保健指導

40歳以上で早島町国民健康保険に加入している方を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診を実施し、生活習慣病予備群等に該当した人に保健指導を実施します。

健康づくりセンター等による集団健診のほか、医療機関における個別健診を行っています。

引き続き、特定健康診査等実施計画に基づき、健診、保健指導への参加しやすい環境・体制を整備します。

後期高齢者健康診査

後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等の早期発見、健康の保持増進のため、後期高齢者健康診査を実施します。

健康づくりセンター等による集団健診のほか、医療機関における個別健診を行っています。

今後も、高齢者が継続的に自身の体調を自己管理できるよう、引き続き健診環境・体制の整備を推進していきます。

訪問指導

健診結果等で健康管理上訪問指導が必要と認められる人に対し、保健師等が訪問し、一人ひとりに応じた保健指導を実施し、心身機能の低下の防止や健康の保持増進を図ります。

1 - 2 地域支援事業の展開

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において日常生活を営むことができるよう支援するための施策の充実を図ります。

地域包括支援センターでは、保健師とケアマネジャー等がチームで業務にあたり、高齢者にまつわる様々な相談に対応するとともに介護予防に効果的な運動機能向上などのサービスを提供します。

また、地域包括支援センターの役割を広く周知するとともに、健康づくりの中核となって、全町民が住みなれた地域で健やかに過ごすことができるよう各種事業を進めます。

1 - 2 - 1 介護予防事業

二次予防事業の対象者の把握

健康診査、訪問活動を実施している保健師や主治医、地域包括支援センター等との連携を図り、要介護状態になる可能性のある高齢者を把握します。

健康教育の推進

二次予防事業の対象者に対し、運動、栄養、口腔機能の向上などの健康教育・機能訓練等を行い、要介護状態の予防を図ります。

運動器の機能向上事業

運動器の機能向上に関する機能訓練を必要とする二次予防事業の対象者に対し、理学療法士、作業療法士等による運動教室を開催し、主に、筋力の低下を予防し、運動習慣をつける訓練を行います。

訓練に当たっては、保健師、経験のある看護職員等がアセスメント、目標の設定、機能訓練計画を作成し、再アセスメントで目標の達成度、運動機能等の評価を行います。

主に身体機能の低下している二次予防事業の対象者に対し、作業療法士、理学療法士等による日常生活における基本動作や日常生活訓練を行うとともに、手工芸、料理、買い物やスポーツ・レクリエーション等を実施し、機能向上に努めます。

栄養改善事業

低栄養状態や疾病予防のために、栄養ケア・ケアマネジメントの考え方に基づいて、個人に合った食事の質と量を3食バランス良く食べられるように、適量の食事・栄養摂取について栄養士等による栄養教室や相談を行います。

また、バランスの良い食事について、広報紙や行事で積極的に情報提供していきます。

口腔機能の向上事業

口腔機能の低下のおそれのある二次予防事業の対象者に対し、歯科衛生士等により、嚥下や咀嚼機能の向上を目的とした指導や助言を行います。

家庭訪問

二次予防事業の対象者の家庭を訪問し、生活相談や家族支援等を実施します。また、歯科診療所での診察治療が困難な方に対し、訪問歯科保健指導を実施します。

生活支援短期入所事業

介護保険における要介護及び要支援に該当しない、おおむね65歳以上の高齢者を養護する必要がある場合に、当該高齢者を一時的に施設に入所させ介護予防と家族の福祉の向上を図ります。

1 - 2 - 2 包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント

介護予防プラン作成

介護予防事業対象者

二次予防事業の対象者について、介護予防プランを作成します。

予防給付対象者

要支援1・要支援2の認定者について介護予防プランを作成します。

介護予防の達成状況の点検・評価

地域包括支援センターが介護予防プランを作成し、必要なサービスを提供した利用者にとって、介護予防プラン作成時の目標がどの程度達成され、効果があったかを評価します。

総合相談支援事業

地域の高齢者の介護保険サービスにとどまらない様々な支援を可能とするため、地域における様々な関係者とのネットワークを構築し高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態を把握します。

また、サービスに関する情報提供等の初期相談への対応や、継続的・専門的な相談支援及び介護保険以外の保健・福祉・医療サービス、地域のインフォーマルサービスなど、幅広く様々な相談に対応します。

相談内容に応じて、保健所・医療機関・介護サービス事業所・各種ボランティアなどの関係機関が行うサービスや制度が利用できるよう支援します。

権利擁護事業

判断能力等の十分でない高齢者が、介護保険サービス等の利用に際し、援助が必要な場合は、社会福祉協議会等と連携しながら地域福祉権利擁護事業の利用や成年後見制度へつなげていきます。

また、地域包括支援センターを高齢者虐待相談窓口とし、介護者・本人・介護保険事業者等への相談を充実します。

包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医やケアマネジャー、関係機関との連携を深め、地域のケアマネジャー等に対しての相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導、日常的な個別指導・相談、支援困難事例への指導助言を行うとともに、医療機関を含む関係機関やボランティア等様々な地域における社会資源と連携することで包括的・継続的な地域ケア体制の構築を行います。

1 - 2 - 3 任意事業

介護給付費適正化事業

必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供等を行い、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り介護給付費の適正化を図ります。

家族介護支援事業

・家族介護教室・家族介護者交流事業

介護の技術の習得だけでなく、心身のリフレッシュを目的とした事業や介護者交流等の幅広い事業を展開します。

・介護者への支援

寝たきりの高齢者や認知症高齢者を常時介護している介護者を対象として、家族介護者間の連携促進、相談体制の充実を図ります。

生活支援訪問事業

ひとり暮らし高齢者等で自立した日常生活を継続することを目的に、ホームヘルパーを派遣し、介護予防を図ります。

食の自立支援（配食サービス事業等）

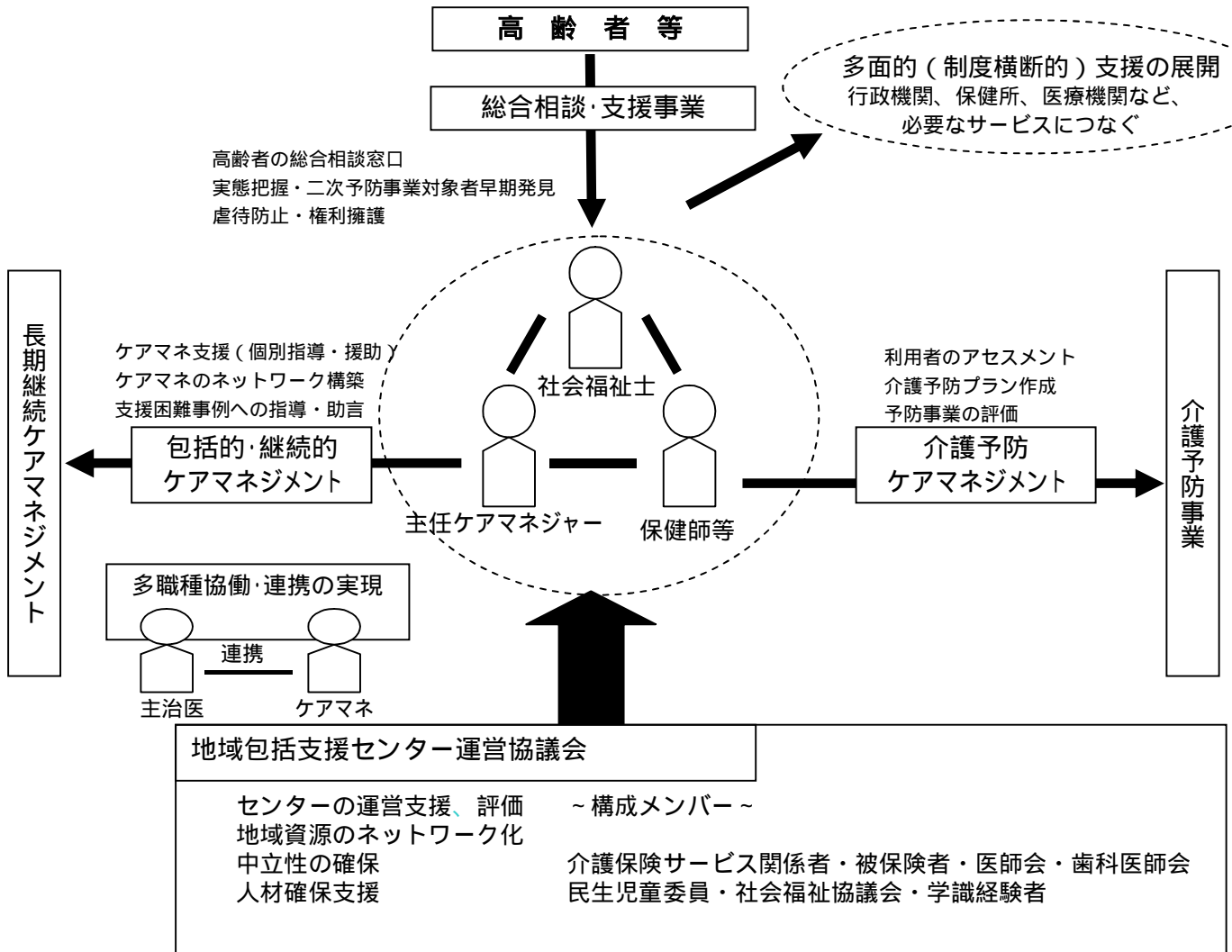
要介護状態等となる恐れのある、ひとり暮らし高齢者や要介護状態が悪化する可能性のある高齢者などに対し、栄養のバランスのとれた食事を提供し、状態の維持及び改善を図るとともに、安否確認を行います。

成年後見制度利用支援事業

地域包括支援センターにおいて、各種関係機関と連携しながら、成年後見制度について利用案内などの支援を行います。

また、成年後見制度の個別の相談会や関係者への研修会、一般住民に対する講演会等を開催します。

< 地域包括支援センター運営イメージ >



1 - 3 在宅医療との連携

住みなれた地域で安心して療養生活が送れるよう、居宅系サービスの充実を図るとともに、医師会との連携を強め在宅医療の基盤整備に努めます。また、かかりつけ医制度を推進します。

利用者の視点から、一人ひとりの状態に応じた切れ目のない医療・介護サービスが提供できるよう医療機関や介護関係機関など関係者間の情報の共有化を進めることで体制強化に努めます。

関係機関の連携強化

高齢者があらゆる生活環境の変化にも対応できるよう、医療や介護・福祉が切れ目なく一体的に提供できる体制の構築に努めます。

また、医師会や医療機関、消防等との連携を深め、救急医療体制の一層の充実を図ります。

かかりつけ医の普及促進

高齢者が、医師からの適切なアドバイスを受けて自分の健康管理を行うことができ、身体の状態に適した支援を受けることができるよう、かかりつけ医を持つことについての意識啓発を推進します。

2. 高齢者の日常生活支援

2 - 1 在宅支援サービスの推進

高齢になっても、できるだけ住み慣れた場所で安心して自立した生活を送ることができるよう在宅生活を支援するサービスの充実が必要です。このため、高齢者の健康状態の悪化や、要介護状態にならないようにするための日常生活支援の取り組みを積極的に推進します。

健康教育・健康相談

一般高齢者を対象とした介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、老人クラブ、いきいきサロン等地域における自主的活動の育成支援を行います。

日常生活用具給付事業

在宅で生活している高齢者が可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、利用者の状況に応じた日常生活用具を給付します。

緊急通報体制整備

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、急病や事故などの緊急事態の発生時に無線ペンダントまたは押しボタンを押すと、自動的に受信センターに通報される緊急通報システムを設置します。近隣の協力員（ボランティア）の協力を得て、速やかに救助を行います。

また、高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、地域での見守りネットワークづくりを構築・充実し、地域で高齢者等の緊急事態に対応できる体制を整備します。

移動支援（福祉タクシー、乗合タクシー）

高齢者の社会参加の促進や経済的な負担の軽減を図るため、福祉タクシー助成事業とともに、自治会等が主体となり、地域の高齢者を対象として、乗合タクシーを運行させる場合にその運行経費を助成します。

2 - 2 認知症高齢者への支援の推進

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれ、認知症への取り組みの強化は重要な課題となりつつあります。

また、認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするためには、すべての住民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが重要です。

そのため、認知症の予防や早期発見の対策を強化し、認知症対応型共同生活介護施設のサービスの質の向上に努めるとともに、介護保険対象外のサービスやインフォーマルなサービスを含めた予防からケア、介護、権利擁護など幅広い対策を推進します。

啓発活動の推進

認知症に対する誤解や偏見を払拭し、早期発見による治療の促進や認知症を予防する生活習慣を定着させていくために、正しい知識を広く普及啓発します。

認知症予防活動の促進

デイサービスや介護予防教室の中で、認知症予防を目的とするプログラムを導入し、高齢者の生活習慣の改善を図ります。

また、認知症を引き起こす可能性がある閉じこもりを予防するため、保健師や地域包括支援センター職員など専門職が定期的に訪問し、通所サービスなどにつなげます。

認知症対応型グループホームの運営指導

高齢者のニーズと事業者の参入動向を把握するとともに、近隣市町との連携を図りながら、適正な運営が図られるよう指導、助言を行います。

見守りネットワークの構築（認知症サポーター養成）

認知症高齢者が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるように地域住民による支え合い・助け合い活動を展開します。

そのため、地域における人と人、保健・医療・福祉分野に携わる人の連携等による見守りネットワークを構築し、馴染みのある地域住民による訪問や声かけなどを行うことにより、認知症の予防や早期発見を行います。あわせて、地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めます。

また、認知症サポーター養成に取り組み、認知症高齢者やその家族に対する活動はもとより、地域福祉活動のリーダーとして活躍できるよう支援します。

2 - 3 高齢者の虐待防止の推進

高齢者への虐待を未然に防ぐため、家族介護者等の養護者に対し、負担を軽減するための支援を行うとともに、虐待があった場合にも早期に発見し、発見から対応まで速やかに行える体制の強化に努めます。

引き続き、関係機関が連携し、高齢者虐待防止のための一層の取り組みを推進し、高齢者の虐待防止に関する情報を積極的に提供することで、介護に携わる職員や住民の意識向上を図り、地域や介護施設等における虐待事例の早期発見と連絡への協力体制の構築に努めます。

高齢者虐待防止のための啓発・相談

地域住民への講演会やパンフレット等による虐待防止の周知、介護サービス事業者への定期的な指導等を推進します。

関係機関による連携協力体制の構築

地域包括支援センター、医療機関、警察、居宅介護支援事業所、地域住民などによる虐待防止・早期発見のネットワークづくりを推進します。

3. 高齢者を支えるまちづくり

3 - 1 安心して暮らせるコミュニティづくり

早島町の福祉は、「誰かに与えられるもの」ではなく、早島町を構成する全ての主体が主体的に取り組まなければなりません。なぜなら、主体的に高齢者福祉活動に関わることが、より質の高い社会の創造につながるからです。

今後は、早島町に住む一人ひとりが、高齢者福祉を自分のこととして考え、活動することができるまちづくりを進めます。

また、学校教育を中心に人権や福祉についての教育を推進するとともに、生涯学習の取り組みの中で一般住民を対象とした福祉教育を進めます。

3 - 1 - 1 自治会・自治住区での活動推進

住民参加の推進

ふれあい・いきいきサロン、給食ボランティア等、地域の課題をそれぞれの地域で解決していけるような自主的な取り組みができるよう支援します。また、住民と協働し住民の声が施策に反映される場として、自治会や自治住区・各種協議会を通して、町民総参加型のまちづくりを推進します。

地域資源への活動支援

自治会や自治住区を単位に、民生・児童委員、愛育委員、栄養委員、福祉活動員が地域の実情に応じてまちづくり活動に積極的に参加・協力することができるよう関係各課と連携を図り、各種関係団体への情報提供等を行い支援します。

人材の育成・確保

ボランティアの育成

ボランティア活動に必要な知識や専門的技術を身に付ける研修会等を積極的に実施し、ボランティアの育成と確保、ネットワーク化を推進します。

町民ヘルパーの養成

ヘルパー講習等を実施し、町民一人ひとりが介護に関する知識と理解を深め、家族介護に役立てるとともに、地域福祉の担い手となる人材の育成・確保に努めます。

3 - 1 - 2 福祉教育の促進

学校教育における福祉教育の推進

学校教育の全領域において、人権・福祉教育の一層の推進を図り、福祉社会の形成者としての資質や能力を育成します。小学校では、県立支援学校や高齢者等との交流体験、中学校では、総合的な学習の時間を活用しての町内の福祉施設、地域活動支援センター等でのボランティア体験など体験活動を通じた福祉教育を行います。

今後も、児童・生徒と地域住民の地域連携と社会参加の精神を養うとともに、個性を育む積極的な福祉教育活動を展開します。

福祉に関する生涯学習の推進

公民館等の社会資源を有効に活用し、福祉をテーマに講演会や男性の高齢者の料理教室を開催し、男女共同参画社会づくりの視点から取り組みます。また、地域の高齢者等の世代間交流、地域文化の伝承等を行います。

住民への啓発

自治会や社会福祉協議会など関係団体とともに、地域と学校との福祉活動の推進を積極的に行い、多世代が参加できるよう開かれた福祉環境の整備を行います。

3 - 2 高齢者にやさしい環境の整備

高齢者や障がい者が自立し、社会活動への参画や主体性をもった生活ができるよう、安全かつ快適な環境整備を進める必要があります。

このため、道路の安全確保や段差解消、公共施設のバリアフリー化など安心して生活できる住環境の整備を進めます。また、災害時における高齢者や障がい者の安全確保など、日頃から緊急時に備えて高齢者を支える体制づくりに努めます。

また、誰もが快適に生活しやすい福祉のまちづくりを進めるとともに、高齢者や障がい者の生活に適切に配慮した住宅の整備促進に努めます。

3 - 2 - 1 安全環境の整備

道路環境の安全確保（安心歩行エリア）

高齢者や障がい者の通行に配慮し、歩道・ガードレール・横断歩道などの整備や段差の解消を進めます。

また、歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するため、早島町は「あんしん歩行エリア」として、国道2号から南の地域（約1.5 km²）を位置づけ、国土交通省と警察庁からの指定を受け、必要な整備を進めてきました。今後も、地域と道路管理者、警察が協力して総合的な交通安全対策を進め、交通事故の抑止に一層努めます。

交通安全対策の充実

幼児から高齢者に至るまで、交通安全教室の開催等によって交通安全への意識を高めます。

公共施設のバリアフリー推進

公共施設の整備については、高齢者に配慮した利用しやすいものとなるようバリアフリーを基本とします。既存の施設についても必要な箇所からバリアフリー化への改善を図ります。

地域の防犯・防災体制の充実

早島町地域防災計画に基づき、災害時における情報伝達、避難誘導、救助等に努めるとともに、自治住区・自治会、消防、警察等と連携し、地域が一体となった防災体制の推進に努めます。

また、自治会や民生委員・児童委員などと協力し、援護が必要な高齢者等の緊急連絡先などの情報把握に努め、平成23年度に整備した要援護者マップのデータの蓄積と適正な運用を行います。

さらに、緊急通報装置の利用促進を図り、地域における緊急時の避難誘導等、高齢者や障がい者等に対する支援体制づくりを自治会や消防団との連携を図りながら進めます。

3 - 2 - 2 生活しやすい住環境の整備

快適なまちづくりの推進（公園、憩いの場の整備等）

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障がい者を含め、公園や憩いの場の整備等を推進するなど誰もが快適に生活しやすいまちづくりを進めます。

住宅環境の整備

町営住宅の建て替え・改善等については、「早島町公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、高齢者等の生活に適切に配慮し、使いやすく快適な住環境となるよう整備します。

また、高齢者等が住み慣れた自宅において安全で快適に生活できるよう、バリアフリー化などの適切な住宅改造事業や住宅の耐震化を促進します。

コミュニティバスの運行

高齢者等の社会参加、日常生活の利便性や生活空間の共有の格差感の解消を図るため、町北部から町中心部へコミュニティバスの運行を今後も検討します。

4. 高齢者が活躍できる環境づくりの推進

4 - 1 高齢者の就労支援の推進

高齢期に生きがいを持てる生活の実現を目指すため、高齢者の就労機会の確保を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに努めます。

シルバー人材センターへの支援

高齢者の生きがいづくりと就労を促進するため、組織強化と自立に向けた活動に対して必要な支援を行います。

団塊世代の活躍支援

定年後も産業・起業・地域振興面で活躍してもらうまちづくりについて検討します。特に、団塊世代向けの働く場の確保や高齢者による起業・新事業創出に向けて考えていきます。

4 - 2 生きがいづくりの推進

明るく活気に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして、積極的な役割を果たしていくような社会づくりが重要です。

世代を超えた交流やボランティア活動への参加などを通じて、高齢者が積極的に地域社会に溶け込み貢献することで、生きがいを見出し、高齢者の自立や意欲を高めます。

老人クラブ活動への支援

老人クラブは、仲間づくりと生きがいと健康づくりなど、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、個々の知識や経験を活かして、地域諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。

高齢者の知識・技能の伝承、社会奉仕活動や健康増進事業等の一層の推進を図るため、引き続き支援します。

ボランティア活動の推進

早島町には、多くの福祉に関わるボランティア団体が活動を行っており、社会福祉協議会や町民活動支援センターとの連携により、それらボランティア活動に対して、育成と技術的助言等の支援を行います。

世代間交流の促進

高齢者が長年にわたり培ってきた豊富な知識や技能を活かし、伝統的な技術や芸能などを伝承していく等、地域での世代間交流を促進するため、老人クラブ、婦人会、自治会、民生・児童委員、地域包括支援センター、小・中学校、子ども会等の各種団体に広く呼びかけていきます。

生涯学習の充実

図書館や中央公民館を中心に高齢者の学習ニーズに合わせた講座・教室の開設や、高齢者の学習意欲を促進するための幅広い支援を行います。また、町内の既存団体の活動を広く周知し、誰でも気軽に参加できるような体制を構築します。

健康・スポーツ・レクリエーションの推進

高齢者でも無理なくできるウォーキング、グラウンドゴルフ等を普及し、高齢者一人ひとりの年齢、体力、目的等に応じて気軽に楽しむことのできる生涯スポーツやレクリエーション活動の推進を図り、健康づくりを推進します。また、介護予防の観点からもゆるびの舎にあるトレーニングルームの有効利用を進めます。

文化活動の促進

文化・芸術活動の指導者の養成・確保やクラブ、グループの育成をします。また、質の高い文化・芸術鑑賞の機会の提供を図り、文化・芸術活動に主体的に取り組むことにより、豊かなライフスタイルを築いていけるような環境づくりを一層充実します。

敬老事業

シルバーカードの配布や敬老祝い事業を行うとともに、敬老会の内容についても、より一層の充実を図っていきます。

5. 安心して介護を受けることができる体制の整備

5 - 1 介護保険サービスの推進

介護保険制度のより一層の定着を図り、必要となるサービスが提供されるように介護保険事業の推進を行います。また、住み慣れた地域において介護サービスを受けながら安心して生活できるように量的・質的な充実に取り組んでいきます。

居宅サービスの充実

居宅サービスに重点を置いた介護サービスの提供体制を整備し、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、それぞれの身体状況や生活環境に応じた満足できるサービスを選択して利用できるようにします。

また、要介護度の低い軽度層の方への介護サービスについては、利用者の生活機能の回復につながるようなサービス提供という観点に立って、必要となる基盤整備を推進します。

地域密着型サービスの推進

認知症対応型共同生活介護は、現在実施されているサービスを継続して提供します。また、その他のサービスについては、サービス提供事業者の確保等を必要に応じて検討します。

特に、第5期計画期間中よりサービスが開始される「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「複合型サービス」については、今後の基盤整備に向けたニーズの把握を進めます。

施設・居住系サービスの充実

介護が必要な状態になっても、住み慣れた環境での生活を続けられるようにすることが望まれますが、重度の認知症高齢者や専門的な介護が必要な方、家庭の事情等により施設に入所することがどうしても必要な高齢者もあり、施設サービスの整備が必要です。このため、町内の既存施設の整備状況や地域密着型サービスの導入をふまえながら、近隣市町との広域的な取り組みを検討します。

本計画期間では、平成24年度より介護老人福祉施設の増床分の入所者を見込むこととしています。

5 - 2 介護保険事業の適正・円滑な運営

一人ひとりの心身の状態に応じた介護サービスが適正に提供されているかを検証するとともに、介護保険制度の趣旨及び良質な事業展開のために必要な情報の提供等により、利用者に適切なサービスを提供するための環境を整備し給付の適正化を図ります。

また、岡山県が策定している「岡山県介護給付適正化計画」との整合性を図り事業の推進に努めます。

介護保険サービスの質の向上

介護保険制度に関するパンフレット等の定期的な発行やホームページの更新維持管理を行い、介護保険制度やサービスについての最新情報を提供します。

また、事業者についての第三者評価制度を推進します。

ケアプランチェック

居宅介護支援事業所等からサービス計画に関する一連の書類の提出を求め、記載方法、サービス内容、計画作成までの過程を点検し、事業者に必要な指導を行います。

介護給付費の通知

介護サービス利用者に対し、介護給付費を通知し利用実績の内容を確認してもらうことで、介護保険の利用についての意識を高めていきます。

医療情報との突合

国民健康保険団体連合会から提供されるリストを基に、点検を行います。

ケアマネジャーの資質向上

ケアマネジャーの資質向上やケアマネジャー間の意思疎通を図るための研修や交流機会への参加を促進し、知識や技術の向上と均質化を図ります。

地域密着型サービス等の指定及び指導監督

地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護の指定基準については、地域の状況を総合的に判断し検討します。また、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、地域包括運営協議会等で参入を申請する事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、基準に従って適切な事業運営を行うことができるよう事業者を指定します。

相談体制の充実及び苦情処理

高齢者の相談は、地域包括支援センターや役場窓口で対応します。それぞれの窓口の果たすべき役割を一層重視し、身近な地域で気軽に相談できるように努めます。

また、被保険者の意見や相談苦情等に適切に対応するとともに、サービス等に対する不服や不満がある場合は、必要に応じ、国民健康保険団体連合会や県介護保険審査会等への苦情申立てや審査請求手続きなどに関する情報をわかりやすく提示し、利用者にとってよりよいサービスの提供を目指します。

関係機関・部門との連携

社会福祉協議会・医師会・歯科医師会・指定事業者等の関係機関との連携を強化します。

また、町の高齢者に関わる部門及び地域包括支援センターの連携を強化し、高齢者が安心していつまでも暮らし続けられるまちづくりを進め、高福祉社会の実現を目指します。

5 - 3 情報提供や相談体制の整備

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者やその家族からの各種相談に総合的に対応できる体制の整備や、制度やサービスの利用方法などに関する十分な情報提供が必要です。

このため、地域包括支援センターを中心に、健康づくりセンターや役場窓口において高齢者や家族の方からの相談に対応し、相互に連携を図りながら、誰もが気軽に相談できる環境をつくります。

高齢者の総合相談窓口

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口また地域の身近な相談窓口として、介護保険制度、介護予防、権利擁護などの保健・医療・福祉の総合的な相談や関係機関との連絡調整を行います。

広報・情報提供

広報はやしまやホームページ、各種パンフレットの配布等により、高齢者保健福祉に関わる施策や取り組みについて幅広く情報提供します。

また、利用者が必要とする情報を容易に入手できるように、町と関係機関の連携を図り、保健・医療・福祉の情報の一体的な提供に努めます。

関係機関の連携

高齢者本人や家族介護者の様々な相談への対応について、地域包括支援センターや社会福祉協議会、行政窓口やサービス提供事業者等それぞれが相談窓口としての役割を担い、相互に連携を図りながら、だれもが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

第6章 介護保険サービスの充実

1. 計画期間におけるサービス利用者数の推計

1-1 施設・居住系サービス利用者数

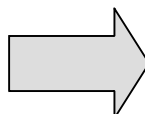
施設・居住系サービス利用者数の推計に関しては、国の参酌標準の中で次のとおり定められています。このうち「要介護2以上の認定者数に占める施設・居住系サービスの利用者を37%以下」の規定が廃止されています。

市町村において、平成26年度における要介護2以上の認定者数に占める施設・居住系サービスの利用者の割合に関する参酌標準は撤廃されましたが、介護保険制度の基本的な考え方として在宅サービスと施設サービスとのバランスの取れた整備を進める。

施設・居住系サービス・・・特養（密着型含む）・老健・療養型・グループホーム、介護専用型特定施設

市町村において、入所施設利用者全体に対する要介護度4、5の割合を70%以上にすることを目標として設定する。

平成16年度（全国推計）
入所施設利用者全体に対する
要介護4、5の割合は 59%

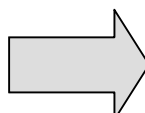


平成26年度
70%以上

都道府県において、3施設定員に占めるユニット型施設の定員割合を50%以上とし、うち特別養護老人ホーム（密着型含む）定員に占めるユニット型施設の定員割合を70%以上とすることを目標とする。

3施設・・・特養（密着型含む）・老健・療養型

平成16年度（全国推計）
・3施設の個室割合は 12%
・介護老人福祉施設（特養）の
個室の割合は 15%



平成26年度
・3施設の個室ユニットケアの割合
50%以上
・特養の個室ユニットケアの割合
70%以上

早島町においては、現状を踏まえて、 の値は平成 26 年度において 70%以上を目標とします。
 介護 3 施設の利用者数は、平成 24 年度から平成 26 年度まで横ばいで推移しています。
 なお、目標設定において、医療療養病床からの転換に伴う利用者数の増加分は除きます。

< 表 施設・居住系サービス利用者数の推計 >

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	63	63	64
介護老人保健施設	42	44	46
介護療養型医療施設	3	3	3
3施設入所者に占める要介護 4・5の入所者の割合	71.3	70.9	71.7
3施設入所者に占める要介護 4・5の入所者の数	77	78	81

単位（一月当たりの利用人数、％）

< 表 施設・居住系サービス利用者数の推計 >

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
広域型	特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム）	29	31	35
地域 密着型	小規模特定施設入居者生活介護 （軽費ホーム）	0	0	0
	小規模特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム）	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	17	18	18

単位（一月当たりの利用人数）

1 - 2 標準的居宅サービス、標準的介護予防サービス等利用者数の推計

要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者を引いた残りの居宅サービス利用対象者のうち、平成 22 年・平成 23 年の実績値から要介護度別に利用率を設定し、この利用率を基に居宅サービス利用者を平成 24 年度は 361 人、平成 25 年度は 397 人、平成 26 年度は 437 人と見込みました。

< 表 居宅サービス利用対象者数の推計 >

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要支援 1	61	65	70
要支援 2	113	117	127
要介護 1	133	142	154
要介護 2	72	82	89
要介護 3	48	53	61
要介護 4	41	48	56
要介護 5	34	44	38
合計	502	551	595

単位（人）

<表 居宅サービス利用者数の推計>

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要支援 1	38	44	50
要支援 2	78	81	90
要介護 1	119	130	150
要介護 2	45	49	52
要介護 3	33	35	36
要介護 4	32	37	41
要介護 5	16	21	18
合計	361	397	437

単位(人)

2. 地域密着型サービスの見込み

2 - 1 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症高齢者がグループホームに入居して受けるサービス。

<表 認知症対応型共同生活介護の計画値>

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
稼働箇所数	1	1	1
必要利用定員総数	18	18	18
利用見込数	17	18	18

医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う増加分を除く
単位(カ所、人、人/月)

3. サービス利用量・サービス給付費の見込み

各年度の要支援・要介護度別の標準的居宅サービス利用者数・標準的介護予防サービス利用者数に、平成22年度・平成23年度の要支援・要介護度別サービス別利用率及び1人当たり利用回数・日数等の見込みを乗じて、標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービス、標準的介護予防サービス、標準的地域密着型介護予防サービスの必要量と給付費を算出しました。

<表 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス量・サービス給付費の見込み(年間)>

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問介護	給付費	8,763千円	9,766千円	10,770千円
	人数	424人	464人	504人
介護予防訪問入浴介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	給付費	3,718千円	3,772千円	4,142千円
	回数	528回	536回	588回
	人数	120人	124人	132人
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
	人数	0人	0人	0人
介護予防居宅療養管理指導	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
介護予防通所介護	給付費	28,308千円	28,668千円	29,028千円
	人数	748人	740人	732人
介護予防通所リハビリテーション	給付費	1,662千円	1,846千円	2,030千円
	人数	52人	56人	60人
介護予防短期入所生活介護	給付費	357千円	447千円	536千円
	回数	48回	60回	72回
	人数	16人	20人	24人
	人数	16人	20人	24人
介護予防短期入所療養介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
	人数	0人	0人	0人
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	3,640千円	4,197千円	5,260千円
	人数	36人	41人	56人
介護予防福祉用具貸与	給付費	3,046千円	3,487千円	3,928千円
	人数	344人	388人	432人
特定介護予防福祉用具販売	給付費	654千円	719千円	785千円
	人数	40人	44人	48人
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
(3) 住宅改修				
	給付費	3,589千円	3,589千円	3,589千円
	人数	36人	36人	36人
(4) 介護予防支援				
	給付費	5,010千円	5,010千円	5,010千円
	人数	1,176人	1,176人	1,176人
介護予防サービスの総給付費(小計)		58,748千円	61,502千円	65,079千円

端数処理のため合計は一致しない場合がある

<表 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス量・サービス給付費の見込み(年間)>

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費	37,166 千円	41,735 千円	46,304 千円
	回数 人数	13,576 回 942 人	15,261 回 1,069 人	16,945 回 1,195 人
訪問入浴介護	給付費	2,052 千円	2,322 千円	2,592 千円
	回数 人数	180 回 70 人	203 回 80 人	227 回 89 人
訪問看護	給付費	26,704 千円	33,035 千円	39,367 千円
	回数 人数	3,504 回 545 人	4,331 回 670 人	5,159 回 794 人
訪問リハビリテーション	給付費	262 千円	327 千円	392 千円
	日数 人数	96 日 16 人	120 日 20 人	144 日 24 人
居宅療養管理指導	給付費	924 千円	1,249 千円	1,575 千円
	人数	204 人	277 人	349 人
通所介護	給付費	159,562 千円	171,983 千円	184,405 千円
	回数 人数	22,489 回 1,945 人	24,434 回 2,114 人	26,379 回 2,283 人
通所リハビリテーション	給付費	36,342 千円	47,310 千円	58,278 千円
	回数 人数	4,648 回 484 人	6,057 回 632 人	7,465 回 781 人
短期入所生活介護	給付費	53,148 千円	54,640 千円	56,151 千円
	日数 人数	6,358 日 445 人	6,536 日 459 人	6,714 日 472 人
短期入所療養介護	給付費	4,181 千円	4,383 千円	4,586 千円
	日数 人数	391 日 25 人	410 日 26 人	429 日 28 人
特定施設入居者生活介護	給付費	50,669 千円	54,945 千円	59,987 千円
	人数	312 人	336 人	360 人
福祉用具貸与	給付費	17,306 千円	18,143 千円	18,980 千円
	人数	1,223 人	1,293 人	1,364 人
特定福祉用具販売	給付費	1,110 千円	1,632 千円	2,154 千円
	人数	68 人	100 人	132 人
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0 千円	0 千円	0 千円
	人数	0 人	0 人	0 人
夜間対応型訪問介護	給付費	0 千円	0 千円	0 千円
	回数 人数	0 回 0 人	0 回 0 人	0 回 0 人
認知症対応型通所介護	給付費	0 千円	0 千円	0 千円
	回数 人数	0 回 0 人	0 回 0 人	0 回 0 人
小規模多機能型居宅介護	給付費	0 千円	0 千円	0 千円
	回数 人数	0 回 0 人	0 回 0 人	0 回 0 人
認知症対応型共同生活介護	給付費	52,408 千円	53,932 千円	53,678 千円
	人数	210 人	216 人	215 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0 千円	0 千円	0 千円
	人数	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0 千円	0 千円	0 千円
	人数	0 人	0 人	0 人
複合型サービス	給付費	0 千円	0 千円	0 千円
	人数	0 人	0 人	0 人
(3) 住宅改修				
	給付費	4,568 千円	4,568 千円	4,568 千円
	人数	48 人	48 人	48 人
(4) 居宅介護支援				
	給付費	37,901 千円	39,350 千円	39,663 千円
	人数	2,664 人	2,780 人	2,808 人
(5) 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費	187,996 千円	187,996 千円	192,119 千円
	人数	756 人	756 人	768 人
介護老人保健施設	給付費	137,770 千円	144,245 千円	150,719 千円
	人数	504 人	528 人	552 人
介護療養型医療施設	給付費	13,882 千円	13,882 千円	13,882 千円
	人数	36 人	36 人	36 人
療養病床からの転換分	給付費	0 千円	0 千円	0 千円
	人数	0 人	0 人	0 人
介護サービスの総給付費(小計)		823,950 千円	875,686 千円	929,397 千円
総給付費		882,697 千円	937,188 千円	994,476 千円

端数処理のため合計は一致しない場合がある

4. 収納必要額・標準給付費の見込み

各サービスの給付見込額の総計に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算サービス費等給付費、審査支払手数料（審査支払手数料件数見込みによる）を合計した標準給付費見込額を算出します。それに、地域支援事業に係る費用を合算したものに、第1号被保険者負担割合である21%を乗じたものが第1号被保険者負担相当額となります。

標準給付費見込額に調整交付金見込交付割合を乗じたものが調整交付金相当額となります。

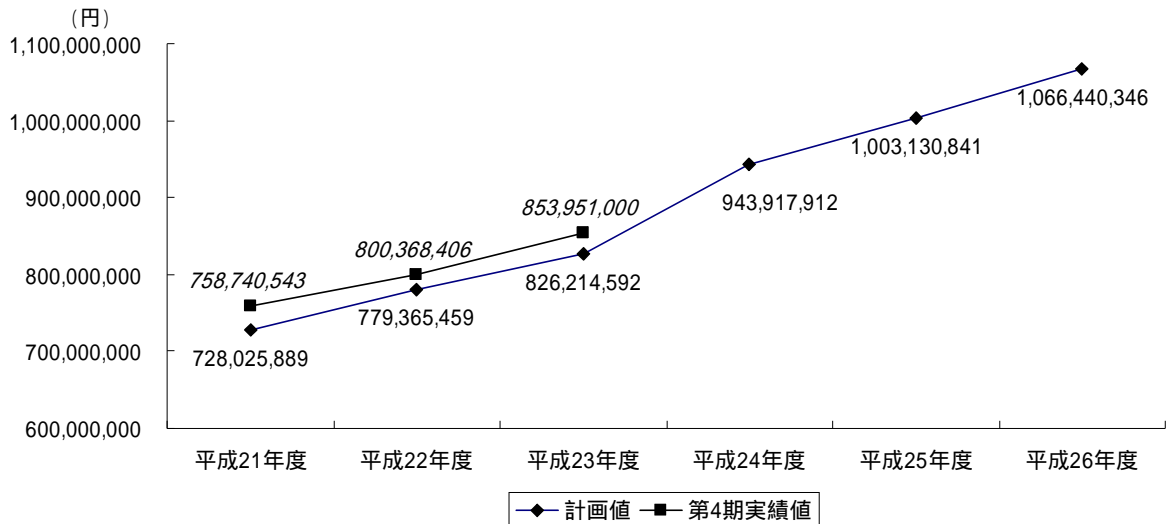
なお、早島町の第1号被保険者負担割合は、町の後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数によって調整しました。

< 表 保険料収納必要額の推計 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	3 年間合計
標準給付費見込額	943,917,912	1,003,130,841	1,066,440,346	3,013,489,099
総給付費	882,697,484	937,188,065	994,475,955	2,814,361,504
特定入所者介護サービス費等給付額	42,369,479	44,985,027	48,729,321	136,083,827
高額介護サービス費等給付額	15,005,857	16,869,385	18,895,043	50,770,285
高額医療合算サービス費等給付額	2,648,092	2,811,564	2,983,427	8,443,083
算定対象審査支払手数料	1,197,000	1,276,800	1,356,600	3,830,400
審査支払手数料支払件数	15,000	16,000	17,000	48,000
地域支援事業費	13,000,000	13,000,000	13,000,000	39,000,000
保険給付費見込額に対する割合	1.4	1.3	1.2	1.3
第1号被保険者負担分相当額	200,952,761	213,387,477	226,682,473	641,022,711
調整交付金相当額	47,195,896	50,156,542	53,322,017	150,674,455
調整交付金見込交付割合	2.92	2.92	2.92	
後期高齢者加入割合補正係数	1.0434	1.0434	1.0434	
所得段階別加入割合補正係数	1.0533	1.0533	1.0533	
調整交付金見込額	27,562,000	29,291,000	31,140,000	87,993,000
財政安定化基金取崩による交付額				6,288,507
準備基金取崩額				0
財政安定化基金償還金	500,000	500,000	500,000	1,500,000
保険料収納必要額				698,915,659

単位（円、件、％）

< 図 標準給付費の実績と推計値（平成21年度からの推移） >



平成23年度は見込値

5. 地域支援事業の見込み

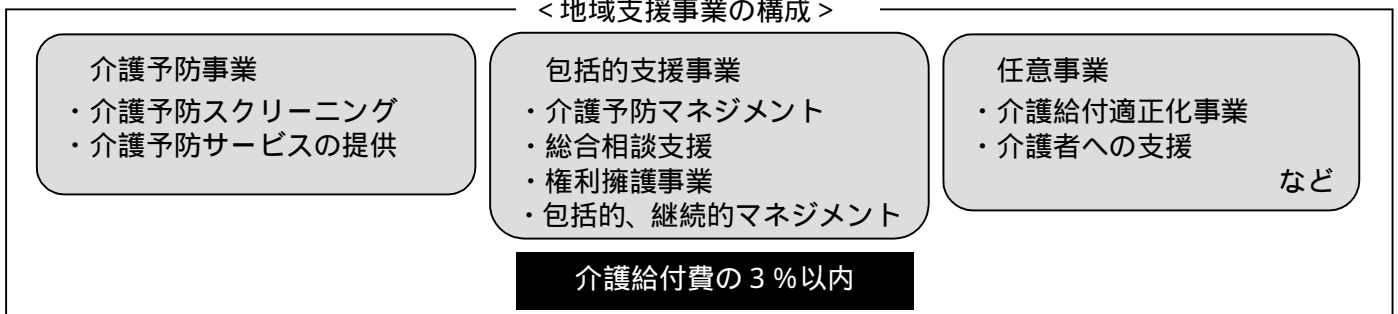
5 - 1 地域支援事業の構成

地域支援事業の構成は、介護予防事業 包括的支援事業 任意事業に大別されます。

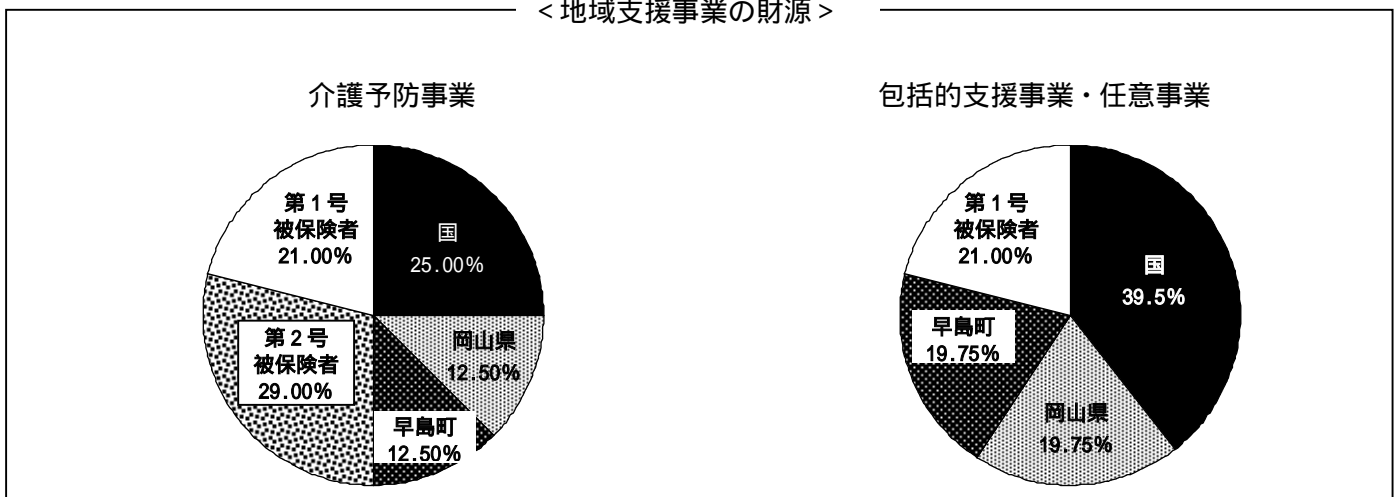
その事業規模は、各市町村の給付見込額（介護保険事業計画に定める介護給付・予防給付の予想額）の3%の範囲内で、そのうち、介護予防事業が2%以内、包括的支援事業・任意事業が2%以内の中で行います。

財源は、介護予防事業は第1号保険料、第2号保険料、公費で構成されますが、包括的支援事業・任意事業については、第1号保険料と公費のみで構成されます。

< 地域支援事業の構成 >



< 地域支援事業の財源 >



5 - 2 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、平成 24 年度から平成 26 年度は各年 13,000,000 円を見込みます。

< 表 計画期間における地域支援事業費の見込み >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	費用	費用	費用
地域支援事業費	13,000,000	13,000,000	13,000,000
介護予防事業	2,178,000	2,178,000	2,178,000
包括的支援事業	8,906,000	8,906,000	8,906,000
任意事業	1,916,000	1,916,000	1,916,000

単位 (円)

6 . 第 1 号被保険者の保険料

6 - 1 給付と負担の関係

65 歳以上の保険料 (第 1 号保険料) は、市町村ごとに決められ、その額は市町村の被保険者が利用する介護サービスの量を反映した金額になります。

保険料は、計画期間中のサービス利用見込み量に応じたものとなり、その結果、サービスの利用量が増えれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることになります。

6 - 2 第 1 号被保険者の介護保険料の算出

保険から支払われる標準給付費見込み額については、その半分を国、岡山県、早島町が公費で負担し、残り半分を第 1 号被保険者保険料と第 2 号被保険者保険料で負担します。前計画では、第 1 号被保険者の負担割合は 20%でしたが、第 5 期計画から 21%となります。また、地域支援事業費についても第 1 号被保険者が 21%を負担することとなります。

なお、この第 1 号被保険者負担割合については、市町村ごとに後期高齢者加入割合補正係数、所得段階別加入割合補正係数によって調整されます。

$$\text{第 1 号被保険者負担割合} = 21\% \times \text{後期高齢者加入割合補正係数} \times \text{所得段階別加入割合補正係数}$$

後期高齢者加入割合補正係数	高齢者に占める 75 歳以上の後期高齢者の比率を全国平均と比較して補正します。
所得段階別加入割合補正係数	高齢者の所得 (課税) 状況を全国平均と比較して補正します。

第 1 号被保険者の保険料基準額は、基本的に次の式で算出されます。

$$\text{保険料基準額} = ((\text{標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費}) \times \text{第 1 号被保険者負担割合} + \text{財政安定化基金拠出金}) \times \text{予定保険料収納率} \div 3 \text{ 年間の所得段階補正高齢者合計数}$$

財政安定化基金拠出率	予定していた保険料収納率を下回る、予想を上回って給付費の増大が生じるなどを理由として財源不足が生じる場合に、介護保険財政に生じる赤字、またはこの赤字を埋めるための一般会計からの繰り入れを回避させ、保険財政の安定化を図ることを目的として、必要な資金の交付や貸付を行うため、「財政安定化基金」が設置されています。 なお、基金の財源は国の負担金、県の負担金、第 1 号被保険者の保険料を財源とする保険者の拠出金で賄われます。
予定保険料収納率	第 1 号被保険者保険料の収納率の予測

< 表 所得段階別加入者数及び基準額に対する割合 >

	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
第 1 段階	27	0.9	28	0.9	29	0.9	0.50	0.50	0.50
第 2 段階	351	11.6	363	11.6	375	11.6	0.50	0.50	0.50
第 3 段階	377	12.4	390	12.4	402	12.4	0.75	0.75	0.75
第 4 段階	932	30.7	963	30.7	994	30.7	1.00	1.00	1.00
第 5 段階	912	30.0	942	30.0	971	30.0	1.25	1.25	1.25
第 6 段階	438	14.4	453	14.4	467	14.4	1.50	1.50	1.50
計	3,037	100.0	3,139	100.0	3,238	100.0			

単位(人、%)

< 表 所得段階別月額保険料(平成 24 年度～平成 26 年度) >

段階	対象者	保険料の設定	保険料(月額)
第 1 段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	2,950
第 2 段階	・世帯全員が住民税非課税かつ合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下	基準額 × 0.5	2,950
第 3 段階	・世帯全員が住民税非課税で第 2 段階該当者以外	基準額 × 0.75	4,425
第 4 段階	・本人が住民税非課税(世帯課税者)	基準額	5,900
第 5 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 190 万円未満	基準額 × 1.25	7,375
第 6 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 190 万円以上	基準額 × 1.5	8,850

単位(円)

第7章 計画の推進

1. 総合相談・サービス情報提供体制

高齢者やその家族が抱える様々な問題や介護サービスの利用などの相談に対し、迅速かつ的確に対応するため、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の各部門が連携し、相談に応じる体制を整備します。

また、保健福祉サービスや介護保険制度に関連する各種の情報提供など、幅広く住民への情報提供や広報活動を展開します。

2. 行政内部における関係部門との連携

町民課・地域包括支援センターはもちろん、関係各課と関係資料の提供や情報交換等、緊密な連携を図り、各課の分担業務を明確化し、責任体制を整備します。また、第4次早島町総合計画など関連計画及び施策との連携・調整を図り、総合的な高齢者施策の推進に努めます。

3. 地域の関係機関・団体等との連携

介護保険サービスや福祉サービス、保健サービスが適切に提供できるよう、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、事業の推進に取り組みます。

また、ともに支え合う住民参加型のサービスの展開を推進するため、社会福祉協議会をはじめ自治住区地域福祉推進部会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、福祉活動員、各種ボランティア団体、自治住区・自治会、老人クラブなどとの連携強化を図り、地域の社会資源を十分に活かした取り組みを進めます。

4. 医療機関との連携

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等と連携し、高齢者に対する生活の質（QOL）向上対策を積極的に推進します。

また、県の地域ケア体制整備構想、医療費適正化計画等と介護保険事業との調整を図り、医療の必要性が高い高齢者に対しては、引き続き療養病床において必要な医療サービスを提供する一方、医療の必要性の低い高齢者に対しては、その状態に相応しい介護給付対象サービスが提供されるよう、医療療養病床から介護保険施設等への転換を進めます。

5. 周辺市町村との連携

周辺自治体との事業運営などに関する情報交換や各種施策の連携を図ります。また、地域密着型サービスの提供に関しては、これまで、原則同一保険者内での利用となっていたものが、今回の制度改正で双方の市町村長の合意があれば、所在地の市町村長の同意が不要となっています。

6. 人材の育成と確保

ケアマネジャー、介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の専門職が、行政だけでなく、介護サービスを提供する事業者にも広く配置されるよう、県との連携のもと、人材の育成・確保に努めます。また、県や関係機関との協力を密にし、研修会の開催や情報の共有化を図り、これら専門職の質の向上に努めます。

民間の事業者や施設に対しても、職員の処遇や養成等に関し、必要な指導・助言を行います。

さらに、地域で高齢者等を見守る取り組みの主役となる民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、福祉活動員等にも研修会の実施等の支援を行います。

資料編

資料1. 早島町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

早島町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(平成11年7月14日要綱第6号)

(目的及び設置)

第1条 介護保険制度施行に伴い、保険給付の円滑な実施や介護サービス基盤の着実な整備を進めるための介護保険事業計画を策定するとともに、老人保健福祉計画の見直しを行い介護保険事業計画との整合性を図ることを目的として、早島町介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、介護保険事業計画の策定及び老人保健福祉計画の見直しについて審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、13名以内で組織する。

2 委員は、被保険者代表、学識経験者及び保健・医療・福祉関係者等の内から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、その任務が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 7 月 15 日から施行する。
- 2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は、町長が招集する。

附 則(平成 14 年 3 月 8 日要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日要綱第 8 号)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 1 日要綱第 14 号)

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

資料2. 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	氏 名	団 体 名 等	備 考
会 長	武田 則昭	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	学識経験者
副会長	寺山 節子	中国短期大学 総合生活学科准教授	学識経験者
委 員	藤江 京子	婦人会から推薦のあった者	被保険者代表
委 員	川本 一明	老人クラブ連合会から推薦のあった者	被保険者代表
委 員	木村 丹	都窪医師会から推薦のあった者	医 療
委 員	林 成彦	都窪歯科医師会から推薦のあった者	医 療
委 員	佐藤 喜世文	社会福祉協議会から推薦のあった者	福 祉
委 員	小池 泰彦	民生・児童委員協議会から推薦のあった者	福 祉
委 員	河北 憲一	福祉活動委員協議会から推薦のあった者	福 祉
委 員	大浦 能子	愛育委員会より推薦のあった者	保 健
委 員	望月 節子	栄養委員会より推薦のあった者	保 健

資料3. 早島町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定の経過

開催年月日	開催内容等
平成23年 8月 6日	計画策定のため11名を委嘱(資料2) 第1回介護保険事業計画等策定委員会 ・早島町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱について ・会長、副会長の選任について ・高齢者実態調査について ・第5期早島町介護保険事業計画等の概要について
12月2日	第2回介護保険事業計画等策定委員会 ・第4期早島町介護保険事業計画の給付費等の実績について ・第5期早島町介護保険事業計画の給付費等の予測について
平成24年 1月20日	第3回介護保険事業計画等策定委員会 ・早島町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(素案)について
平成24年 1月26日 ~ 2月 8日	意見募集(パブリックコメント)実施
2月23日	第4回介護保険事業計画等策定委員会 ・早島町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(案)について

資料4.用語解説

<あ行>

アセスメント

事前評価、初期評価。介護サービス利用者等の身体機能や環境などを事前に把握、評価することで、ケアプランの作成等、今後のケアに必要な見通しを立てるために必要な評価のことをいいます。

一次予防事業

65歳以上の活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持または向上を図るための事業のことです。

インフォーマル

家族・親族、近隣、知人、ボランティアなどの専門家でない人のことです。これらの方々が不定期かつ無報酬などで提供する非公式な福祉サービスをインフォーマルサービスといいます。

嚥下

口の中の物を飲み下すことです。

<か行>

介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者等からの相談に応じて、その人の心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるように市町村、サービス提供事業者等との連絡調整を行う職種で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人のことをいいます。

介護保険制度

市町村を保険者とし、40歳以上の人を被保険者として、介護を必要とする状態となった場合、被保険者の選択に基づき、保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業所・施設から提供します。

制度の運営に必要な費用は、被保険者の支払う保険料や公費等によってまかなわれており、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとなっています。

介護保険施設

介護保険法で規定されている、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の3施設のことをいいます。

介護予防

可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ること、また、要介護状態を悪化させないようにすることをいいます。

介護予防ケアマネジメント

要介護認定で要支援 1・2 と認定された方に対し、個々の希望や状態に応じた目標を設定し、利用者の自立に資するケアプランを作成し、サービス利用の効果などを定期的に評価します。また、要介護状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）に対し、筋力向上トレーニングなどの地域支援事業を実施し、状態の改善、悪化の防止に資することも含まれます。

介護予防事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者に対して、可能な限り寝たきり等の要介護状態にならないよう支援する事業のことです。

介護療養型医療施設

介護保険法で規定する介護保険施設の一つで、療養病床等を有する病院または診療所です。施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護などの世話、機能訓練などの必要な医療を行なうことを目的としています。

介護老人福祉施設

介護保険法で規定する介護保険施設の一つで、身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時介護を必要とし、かつ在宅生活が困難な者が入所する施設です。施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的としています。

介護老人保健施設

介護保険法で規定する介護保険施設の一つで、病状が安定期にある要介護者等が入所する施設です。施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活の世話を行うことを目的としています。

機能訓練

医療的なりハビリテーションを終了した者を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として行う訓練です。

居住系サービス

認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護のサービスのことをいいます。「介護を受けながら住み続けられる住まい」として位置づけられています。

居宅(介護予防)サービス

要介護（要支援）認定を受けた人が利用する在宅での介護保険サービスのことをいいます。要介護者に対するサービスは居宅サービス、要支援者に対するサービスは介護予防サービスに分類されます。

居宅介護支援事業者

要介護者や要支援者の、要介護認定の申請の代行、居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡や調整などを行う居宅での介護を支援する事業者のことです。

クレアチニン

主に腎機能の指標に用いられる検査のことです。クレアチニンとは、筋肉中に含まれるクレアチンという物質が分解されたときにできる物質のことで、いわばその老廃物です。

ケアマネジメント

要介護者等に対して、地域の様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行う手法のことをいいます。

ケアプラン

要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画のことをいいます。

軽費ホーム

家庭環境や住宅事情などの理由により自宅で生活することが困難な高齢者が、低額な料金で入所でき、日常生活上の簡単なサービスが受けられる施設のことです。

給食サービスのあるA型、自炊が前提のB型、必要な場合外部のサービスを利用できる介護利用型(ケアハウス)の3種類があり、要介護認定(要支援の認定を含む)に関わらずに入所できます。

高額医療合算サービス費

介護保険でサービスを利用した自己負担額が月額限度額を超えた場合、限度額を超えた額が高額介護(介護予防)サービス費として、同じく医療費が高額になった際にも限度額を超えた額が高額療養費として支給されています。さらなる自己負担額の軽減のために、同じ世帯で医療費と介護サービス費の合算した額が限度額を超えた場合、超えた額が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。

高額介護(予防)サービス費

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えた時に、その超過分が介護保険から払い戻される制度です。

高齢化率

総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合です。国連では、この割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と定義しています。

高齢者虐待

高齢者虐待防止法では、家族等の養護者(介護者)または養介護施設従事者などによる「身体的虐待」「介護・世話の放棄、放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」と定義されています。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険法の第 83 条に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的にして設立された公法人です。国保事業のほか、介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務、保険者支援業務、苦情処理業務を行います。通称、国保連合会、国保連。

< さ行 >

財政安定化基金

介護保険制度の財政を安定させるために、介護保険法に基づいて都道府県に設置される基金です。介護保険料の収納不足や介護給付費の増加によって、市町村の介護保険特別会計が赤字になりそうな場合、資金の交付・貸付を行います。原資は国・都道府県・市町村（介護保険料）が 3 分の 1 ずつ負担して積み立てます。

作業療法士

心身に障がいのある人が、日常生活や社会生活を再建できるように心身機能の回復を促し、身の回りのことを主体的に対処できるようサポートするリハビリテーションの専門職です。

施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の 3 種の施設に入所することで受けられるサービスのことをいいます。要介護 1～5 の人が受けられる介護保険サービスで、要支援 1・2 の人は利用できません。

社会福祉協議会

地域住民及び社会福祉・保健衛生・その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加・協力により、地域福祉を推進するため、社会福祉法に基づき設置されている組織のことで、市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されています。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された、ソーシャルワーク専門職のことをいいます。専門的知識と技術をもって、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行います。

主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）

介護支援専門員（ケアマネジャー）であって、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対するケアプラン作成技術の指導など、地域包括的ケアマネジメントの中核的な役割を担う専門職で、一定の研修を修了した人のことをいいます。

シルバー人材センター

定年退職後等の高齢者に対して、地域社会で日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就労機会の拡大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体のことをいいます。

審査支払手数料

都道府県の国民健康保険団体連合会が行う、介護報酬の請求審査・支払行為に対して、保険者（市町村）が当該連合会に支払う対価をいいます。

生活機能評価

生活機能低下の危険因子を早期発見し、生活機能の低下を予防することを目的とした介護予防重視の健診のことをいいます。

生活習慣病

長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねで起因する病気の総称です。高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗鬆症などがあげられます。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が低下した人の権利を擁護するための制度で、この制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、身寄りのないことや費用負担が困難なことなどから利用が進まないといった事態にならないために、町長申立てにより後見等開始の審判請求を行ったり、同制度の申立てに要する経費の一部について助成し、利用を支援する事業のことをいいます。

咀嚼

食べ物を噛み砕くこと。

<た行>

第三者評価

当事者（事業者や利用者）以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から社会福祉事業者が提供するサービスの質の評価を行い、事業者の福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果が公表されることによって利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供することです。

団塊の世代（団塊世代）

戦後の主に1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）生まれの世代のことで、この世代の出生数・出生率は以後のどの世代よりも高くなっています。

地域活動支援センター

障がいのある人等が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。

地域ケア

地域単位で町民、団体、企業、事業者や行政、関係機関が協力して、保健・医療・福祉のサービスを提供していこうとする考え方です。

地域支援事業

要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護（要支援）状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を継続できるよう介護予防及び地域における包括的・継続的な支援をすることを目的として、2006年度（平成18年度）に開始された事業のことをいいます。必須事業である「介護予防事業」「包括的支援事業」と、保険者（市町村）が地域の実情により行う「任意事業」で構成されます。

地域福祉計画

平成12年（2000年）6月の社会福祉事業法等の改正により制定された社会福祉法の規定に基づいて策定されるもので、市町村地域福祉計画と都道府県地域福祉支援計画からなります。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となって、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。

地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るために設置された組織です。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で暮らし続けられるように、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。

調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、具体的には、「高齢者中の後期高齢者の割合」と「高齢者の所得状況の格差」を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」があります。

通所型介護予防事業

二次予防事業の対象者把握事業により、主として要介護状態等となるおそれが高い状態にあると認められた 65 歳以上の高齢者に対して、通所という形で通いながら、(1) 運動器の機能向上 (2) 栄養改善 (3) 口腔機能向上 (4) その他膝痛・腰痛対策、閉じこもり予防・支援、うつ予防・支援に関するプログラム、これらのうち複数のプログラムの組み合わせたプログラムなどを行い、活動的で生きがいのある人生を送れるようにすることを目的とした事業です。

特定健康診査

特定健康診査は、医療保険者が 40 歳から 74 歳の加入者を対象に行うメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群) に着目した健康診査のことです。健康項目に腹囲の測定、血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無などがあります。

特定施設

平成 18 年 (2006 年) 4 月に特定施設の対象範囲が拡大されました。特定施設には、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等があります。

特定入所者介護サービス費

居住費・滞在費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴い、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るため、平成 18 年度に創設された制度です。居住費・滞在費と食費について、所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた額について介護保険から補足的に給付する費用のことです。

特定保健指導

特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うことです。リスクの程度に応じて「動機づけ支援」と「積極的支援」に分類されます。

< な行 >

内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム)

内臓脂肪型肥満の人が、「高血糖」「高血圧」「高脂血症」といった動脈硬化の危険因子を併せ持っている状態のことをいいます。複数が重なることによって動脈硬化を促進し、さらには致命的な心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こしやすくなる状態です。

二次予防事業

65 歳以上の要支援・要介護となるおそれの高い高齢者を対象に要介護状態等となることの予防を目的とする事業です。具体的には、二次予防事業対象者の把握事業、生活管理指導短期宿泊事業、通所型介護予防事業などからなります。

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備、その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことをいいます。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天的障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになることです。

認知症サポーター養成

平成 17 年(2005 年)4 月からスタートした「認知症を知り地域をつくる 10 ヶ年」構想の中心となる事業です。認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

認定率

高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合。出現率ともいいます。介護保険の利用者と負担者の割合を示すので、この比率が高いと保険料が高くなります。この比率が一定でも要介護度別の利用分布、利用意向、施設・在宅サービスの利用比率の違いにより、保険料は更に変わってきます。

< は行 >

バリアフリー

ノーマライゼーションの考えに基づき、建築物や道路等において高齢者や障がい者の利用に配慮された設計のことをいいます。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すりや点字の案内板の設置等があります。

(ノーマライゼーション)

障がいのある人々が障がいのない人々と同等に生活し、活動する社会を目指す理念であり、そのための生活条件と環境条件を整備することが必要とされます。また、障がい者に関してだけでなく社会福祉のあらゆる分野に共通する理念です。

ヘマトクリット

全血液中に占める赤血球容量のパーセンテージのことです。

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域包括支援センターが中心となって、医療機関や保健機関、介護支援専門員（ケアマネージャー）等が、高齢者の状態やその変化に応じて継続して支援していくことです。また、地域の介護支援専門員等に対するケアプラン作成指導や処遇困難事例への助言なども行います。

<ま行>

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の増進のために地域住民の生活状況を把握し、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用できるような必要な情報提供や関係機関への連絡等の支援を行うことを職務とする人のことをいいます。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっています。

<や行>

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

養護者

高齢者虐待防止法では、「高齢者を現に擁護する者であって養介護従事者等以外のものをいう」とされています。具体的には、高齢者の日常生活において何らかの世話をする人（施設従事者を除く）を指すと解されます。

要支援

要介護状態まではいかないものの、6か月にわたり継続して、日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態（要介護状態となるおそれがある状態）のことです。

要支援・要介護認定者

介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、支援や介護が必要な状態であることを認定された人をいいます。要介護認定では、コンピュータを用いた一次判定結果、主治医の意見書等をもとに介護認定審査会で審査し、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）の判定が行われます。

予防給付

介護保険で要支援認定を受けた人に対する介護保険給付で、心身の状態の維持または改善を目的として実施する介護サービスのことをいいます。

<ら行>

理学療法士

身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他運動を行わせたり、電気光線療法、マッサージ、水治療法など、その他の物理的手段を加える理学療法を用いて、機能障がいや能力障がいを改善する専門職です。

リハビリテーション

脳卒中などにより失われた機能の回復を図り、社会復帰を目指す訓練をいいます。介護保険サービスの「訪問リハビリテーション」は理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して行い、「通所リハビリテーション」は介護老人保健施設や病院、診療所で行います。

療養病床

病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を対象とするものをいいます。療養病床には、医療保険で費用をまかなう「医療療養病床」と介護保険で費用をまかなう「介護療養病床（介護療養型医療施設）」の2種類があります。

<英数字>

GOT(AST)

グルタミン酸オキサロ酢酸トランスアミナーゼの略で、アミノ酸の合成に必要な酵素のことをいいます。主に肝臓、骨格筋などに含まれ、それらの細胞に障がいがあると血液中に出て、数値が高くなります。

GPT(ALT)

グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼの略で、GOTと同じくトランスアミナーゼというアミノ酸の合成に必要な酵素です。肝臓に多く含まれます。

HbA1c

ヘモグロビンエーワンシーと読み、過去約1～2ヶ月の平均的な血糖状態が分かり、通常時の血糖レベルの判定に使われます。この値が5.2%以上になると、平均的な血糖値が高く、糖尿病の危険性があるといえます。

NPO

ノンプロフィット・オーガニゼーション（民間非営利組織）の略で、福祉、環境、文化・芸術等のあらゆる分野における営利を目的としない民間の市民活動団体のことをいいます。一定の要件を満たし、国や県の認証を受けて法人格を取得し活動している「特定非営利活動法人（NPO法人）」もあります。